

**平成 28 年度 春日井市地域防災計画（地震災害対策計画）
新旧対照表（案）**

平成 28 年度 春日井市地域防災計画（地震災害対策計画） 新旧対照表（案）

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
2	20	第 1 編 総則 第 1 章 計画の策定方針 第 2 節 計画の内容 5 災害復旧計画 (略)	第 1 編 総則 第 1 章 計画の策定方針 第 2 節 計画の内容 5 災害復旧・復興計画 (略)	対策の整理
3	8	第 3 節 計画の運用 2 他の計画との関係 (1) (略) (追加) (2) この計画の国土強靱化に関する部分は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）に基づく「国土強靱化基本計画」との調和を保つものとする。	第 3 節 計画の運用 2 他の計画との関係 (1) (略) (2) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づく「春日井市水防計画」とも十分な調整を図るものとする。 (3) 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）第 13 条において、県が策定する国土強靱化地域計画は、国土強靱化に係る当該都道府県の計画等の指針となるべきものとされている。 このため、この計画の国土強靱化に関する部分は、愛知県地域強靱化計画を指針とし、同計画の基本目標である事項を踏まえるものとする。	対策の整理 愛知県地域強靱化基本計画の策定
3	15	(追加)	第 4 節 熊本地震を踏まえた今後の対応 平成 28 年 4 月に発生した熊本地震は、14 日及び 16 日に震度 7 をそれぞれ記録し、熊本県を中心とした九州地方に大きな被害をもたらしたところである。 今回の地震によって、様々な問題が顕在化したところであり、従来の防災対策を見直す大きな転機としなければならない。 今後、国及び県の動向を踏まえ、市における地震対策に反映させていくとともに、この計画についても必要な修正を行い、その後、県より新たな被害予測が出された際には、市の実情にあわせて修正を行っていくものとする。	熊本地震を踏まえた今後の対応を追加

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																
5	7	第2章基本理念及び重点を置くべき事項 第1節 防災の基本理念 3 災害復旧・復興段階 発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な <u>援護</u> を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。	第2章 基本理念及び重点を置くべき事項 第1節 防災の基本理念 3 災害復旧・復興段階 発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な <u>支援</u> を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。	表記の整理																
6	3	第2節 重点を置くべき事項 4 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項 住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた屋内での待避等の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。	第2節 重点を置くべき事項 4 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項 住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所等の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた屋内での待避等の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。	表記の整理																
7	6	第3章 防災機関等の役割分担 第1節 防災機関等 1 市 <table><tr><td>機関名</td><td>災害予防</td><td>災害応急対策</td><td>災害復旧</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	(略)	(略)	(略)	(略)	第3章 防災機関等の役割分担 第1節 防災機関等 1 市 <table><tr><td>機関名</td><td>災害予防</td><td>災害応急対策</td><td>災害復旧・復興</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	(略)	(略)	(略)	(略)	対策の整理
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧																	
(略)	(略)	(略)	(略)																	
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興																	
(略)	(略)	(略)	(略)																	
8	1	2 県及び県関係機関 <table><tr><td>機関名</td><td>災害予防</td><td>災害応急対策</td><td>災害復旧</td></tr><tr><td>愛知県</td><td>1～4 (略) 5 <u>地震防災 応急対策の 指示又は 援の指示</u> 6 <u>警戒宣言 発令時における公共土 木施設の巡視及び点検</u></td><td>1 (略) 2 避難の勧告又は指示 3 (略) 4 (略) (追加)</td><td>1 (略) 2 (略) (追加)</td></tr></table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	愛知県	1～4 (略) 5 <u>地震防災 応急対策の 指示又は 援の指示</u> 6 <u>警戒宣言 発令時における公共土 木施設の巡視及び点検</u>	1 (略) 2 避難の勧告又は指示 3 (略) 4 (略) (追加)	1 (略) 2 (略) (追加)	2 県及び県関係機関 <table><tr><td>機関名</td><td>災害予防</td><td>災害応急対策</td><td>災害復旧・復興</td></tr><tr><td>愛知県</td><td>1～4 (略) (削除) 5 <u>東海地震 注意情報発表時における公共土 木施設の巡視</u></td><td>1 (略) 2 避難の勧告又は指示 <u>の代行</u> 3 (略) 4 (略) 5 <u>地震防災 応急対策の 指示又は 援の指示</u></td><td>1 (略) 2 (略) 3 <u>公共土 木施設等の災害復 旧</u></td></tr></table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	愛知県	1～4 (略) (削除) 5 <u>東海地震 注意情報発表時における公共土 木施設の巡視</u>	1 (略) 2 避難の勧告又は指示 <u>の代行</u> 3 (略) 4 (略) 5 <u>地震防災 応急対策の 指示又は 援の指示</u>	1 (略) 2 (略) 3 <u>公共土 木施設等の災害復 旧</u>	対策の整理及び追加
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧																	
愛知県	1～4 (略) 5 <u>地震防災 応急対策の 指示又は 援の指示</u> 6 <u>警戒宣言 発令時における公共土 木施設の巡視及び点検</u>	1 (略) 2 避難の勧告又は指示 3 (略) 4 (略) (追加)	1 (略) 2 (略) (追加)																	
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興																	
愛知県	1～4 (略) (削除) 5 <u>東海地震 注意情報発表時における公共土 木施設の巡視</u>	1 (略) 2 避難の勧告又は指示 <u>の代行</u> 3 (略) 4 (略) 5 <u>地震防災 応急対策の 指示又は 援の指示</u>	1 (略) 2 (略) 3 <u>公共土 木施設等の災害復 旧</u>																	

頁	行	修 正 前				修 正 後				備 考
			並びに応急復旧に必要な人材及び資機材の確認	(追加) <u>5</u> (略) (追加) <u>6～8</u> (略) <u>9</u> 防災航空隊による被害情報の収集伝達及び災害応急対策活動 <u>10</u> (略) <u>11</u> (略)			及び点検並びに応急復旧に必要な人材及び資機材の確認	<u>6</u> 災害時の医療・防疫 その他保健衛生に関する応急措置 <u>7</u> (略) <u>8</u> 被災児童・生徒等に対する応急教育 <u>9～11</u> (略) <u>12</u> 防災ヘリコプター等による被害情報の収集伝達及び災害応急対策活動 <u>13</u> (略) <u>14</u> (略)		対策の整理
		愛知県尾張建設事務所	(略)	<u>1</u> 公共土木施設に対する応急措置 <u>2</u> 緊急通行車両等の確認証明書の交付	(略)	愛知県尾張建設事務所	(略)	公共土木施設に対する応急措置 (削除)	(略)	
10	1	3 指定地方行政機関				3 指定地方行政機関				対策の整理
		機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	
		中部地方整備局(愛知県道事務所春日井出張所、	(略)	(略)	(略)	中部地方整備局(愛知県道事務所春日井出張所、	(略)	(略)	(略)	

頁	行	修 正 前				修 正 後				備 考
		名古屋国道事務所名古屋国道維持第2出張所、庄内川河川事務所)				名古屋国道事務所名古屋国道維持第2出張所、庄内川河川事務所)				
10	23	4 自衛隊				4 自衛隊				対策の整理
		機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
10	35	5 指定公共機関				5 指定公共機関				名称の変更 対策の整理
		機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	
		ソフトバンクモバイル株式会社	(略)	(略)	(略)	ソフトバンク株式会社	(略)	(略)	(略)	
		日本赤十字社(愛知県支部)	(略)	1 (略) 2 (略) 3 救援物資の給付 4 義援金の募集及び受付	_____	日本赤十字社(愛知県支部)	(略)	1 (略) 2 (略) 3 救援物資の配分 4 義援金等の受付及び配分	_____	
13	25	6 指定地方公共機関				6 指定地方公共機関				表記の整理
		機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
14	1	7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者				7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者				表記の整理
		機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
15	23	第2節 市民及び事業所 1 市民の果たすべき役割				第2節 市民及び事業所 1 市民の果たすべき役割				表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		「自らの身の安全は自ら守る」が、防災の基本であり、すべての市民、事業者、団体が、防災に関するこの基本的責務を有する。 (略)	「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、すべての市民、事業者、団体が防災に関するこの基本的責務を有する。 (略)	
15	23	3 事業者の果たすべき役割 事業者は、災害時の事業者の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、各事業者において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。 (略)	3 事業者の果たすべき役割 企業（地下街等の管理者及び毒物劇物等化学薬品類を貯蔵し、又は、取り扱う者並びに航空会社を含む。）は、災害防止について第一次的責任を有する点にかんがみ、防災上必要な施設の管理者として、消防計画等の災害防止計画書を作成し、計画に従って自主点検の強化、保安教育の徹底、防災資器材の整備等に努め、また、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定・運用に努めるなど、平素から防災体制の整備を図るとともに、災害時には、災害応急措置を実施し、県、その他の防災関係機関の防災活動に積極的に協力する。 (略)	対策の整理
18	29	第4節 防災協働社会の形成 2 対策 (3) 業務継続計画の策定 市は、激甚な被害を被った場合に備え、発災後に実施する災害応急対策及び継続する必要性の高い通常業務等を行うための業務継続計画を策定し、そのために必要な実施体制を整えるよう努めるものとする。 また、計画策定後は、より実行性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保に努めるとともに、定期的な研修・訓練等を通じた見直しを行うことにより、計画の定着や改訂などを行うものとする。	第4節 防災協働社会の形成 2 対策 (削除) ※第2編 第1章 第2節に記載	対策の整理
27	7	第2編 災害予防計画 第1章 災害に強い防災体制の確立 第1節 防災体制の整備 1 防災地域システム 全市域を統括する市役所（庁舎）を中心として、防災拠点、小学校等（指定避難所）、地域自治組織等を結ぶ次のネットワ	第2編 災害予防計画 第1章 災害に強い防災体制の確立 第1節 防災体制の整備 1 防災地域システム 全市域を統括する市役所（庁舎）を中心として、防災拠点、指定避難所及び福祉避難所、地域自治組織等を結ぶ次のネッ	表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																																																																														
		ークを形成し、災害時の防災体制の早期確立を図る。 市役所庁舎 (災害対策本部) 防 災 拠 点 (9 か所) 避 難 所 (38 小学校及び 中部大学) 地 域 自 治 組 織 〔 区・町内会・自治 会・自主防災会等 〕 物資集配拠点 (総合体育館) 医薬品等供給拠点 (総合保健医療センター・保健センター)	トワークを形成し、災害時の防災体制の早期確立を図る。 市役所庁舎 (災害対策本部) 防 災 拠 点 (9 か所) 指 定 避 難 所 (40 か所) 福 祉 避 難 所 (16 か所) 地 域 自 治 組 織 〔 区・町内会・自治 会・自主防災会等 〕 物資集配拠点 (総合体育館) 医薬品等供給拠点 (総合保健医療センター・保健センター) ※福祉避難所のうち9か所は防災拠点を兼ねる。	指定避難所、福祉 避難所の追加																																																																														
28	3	2 施設の役割及び機能 (2) 防災拠点 ア 防災拠点の指定及び圏域 (略) <table><tr><th>防 災 圏 域</th><th>防 災 拠 点 (災 害 支 援 本 部)</th><th>圏 域 内 指 定 避 難 所 (小 学 校 等)</th></tr><tr><td>味美地区</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>西部地区</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>鷹来地区</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>東野地区</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>南部地区</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>中部地区</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>高蔵寺地区</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>坂下地区</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>東部地区</td><td>(略)</td><td>高森台、中央台、東高森台、石尾台、押沢台、藤山台、西藤山台、岩成台、岩成台西</td></tr></table> イ 補完施設 (略) <table><tr><th>防災拠点</th><th>補完施設</th><th>分担する役割及び機能</th></tr><tr><td>味美ふれあいセンター</td><td>知多公民館</td><td>福祉避難所機能(要配慮者、長期避難者)</td></tr><tr><td>南部ふれあいセンター</td><td>第一希望の家(※1)</td><td>福祉避難所機能(要配慮者、長期避難者)</td></tr></table>	防 災 圏 域	防 災 拠 点 (災 害 支 援 本 部)	圏 域 内 指 定 避 難 所 (小 学 校 等)	味美地区	(略)	(略)	西部地区	(略)	(略)	鷹来地区	(略)	(略)	東野地区	(略)	(略)	南部地区	(略)	(略)	中部地区	(略)	(略)	高蔵寺地区	(略)	(略)	坂下地区	(略)	(略)	東部地区	(略)	高森台、中央台、東高森台、石尾台、押沢台、藤山台、西藤山台、岩成台、岩成台西	防災拠点	補完施設	分担する役割及び機能	味美ふれあいセンター	知多公民館	福祉避難所機能(要配慮者、長期避難者)	南部ふれあいセンター	第一希望の家(※1)	福祉避難所機能(要配慮者、長期避難者)	2 施設の役割及び機能 (2) 防災拠点 ア 防災拠点の指定及び圏域 (略) <table><tr><th>防 災 圏 域</th><th>防 災 拠 点 (災 害 支 援 本 部)</th><th>圏 域 内 指 定 避 難 所 (小 学 校 等)</th></tr><tr><td>味美地区</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>西部地区</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>鷹来地区</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>東野地区</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>南部地区</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>中部地区</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>高蔵寺地区</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>坂下地区</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>東部地区</td><td>(略)</td><td>高森台、中央台、東高森台、石尾台、押沢台、藤山台、<u>旧藤山台東小学校施設</u>、<u>旧西藤山台小学校施設</u>、岩成台、岩成台西</td></tr></table> イ 補完施設 (略) <table><tr><th>防災拠点</th><th>補完施設</th><th>分担する役割</th></tr><tr><td>味美ふれあいセンター</td><td>知多公民館</td><td>福祉避難所(要配慮者、長期避難者)</td></tr><tr><td>南部ふれあいセンター</td><td>第一希望の家(※)</td><td>福祉避難所(要配慮者、長期避難者)</td></tr></table>	防 災 圏 域	防 災 拠 点 (災 害 支 援 本 部)	圏 域 内 指 定 避 難 所 (小 学 校 等)	味美地区	(略)	(略)	西部地区	(略)	(略)	鷹来地区	(略)	(略)	東野地区	(略)	(略)	南部地区	(略)	(略)	中部地区	(略)	(略)	高蔵寺地区	(略)	(略)	坂下地区	(略)	(略)	東部地区	(略)	高森台、中央台、東高森台、石尾台、押沢台、藤山台、 <u>旧藤山台東小学校施設</u> 、 <u>旧西藤山台小学校施設</u> 、岩成台、岩成台西	防災拠点	補完施設	分担する役割	味美ふれあいセンター	知多公民館	福祉避難所(要配慮者、長期避難者)	南部ふれあいセンター	第一希望の家(※)	福祉避難所(要配慮者、長期避難者)	藤山台地区における指定避難所施設の名称が変更となったことに伴う修正及び新規指定避難所の追記
防 災 圏 域	防 災 拠 点 (災 害 支 援 本 部)	圏 域 内 指 定 避 難 所 (小 学 校 等)																																																																																
味美地区	(略)	(略)																																																																																
西部地区	(略)	(略)																																																																																
鷹来地区	(略)	(略)																																																																																
東野地区	(略)	(略)																																																																																
南部地区	(略)	(略)																																																																																
中部地区	(略)	(略)																																																																																
高蔵寺地区	(略)	(略)																																																																																
坂下地区	(略)	(略)																																																																																
東部地区	(略)	高森台、中央台、東高森台、石尾台、押沢台、藤山台、西藤山台、岩成台、岩成台西																																																																																
防災拠点	補完施設	分担する役割及び機能																																																																																
味美ふれあいセンター	知多公民館	福祉避難所機能(要配慮者、長期避難者)																																																																																
南部ふれあいセンター	第一希望の家(※1)	福祉避難所機能(要配慮者、長期避難者)																																																																																
防 災 圏 域	防 災 拠 点 (災 害 支 援 本 部)	圏 域 内 指 定 避 難 所 (小 学 校 等)																																																																																
味美地区	(略)	(略)																																																																																
西部地区	(略)	(略)																																																																																
鷹来地区	(略)	(略)																																																																																
東野地区	(略)	(略)																																																																																
南部地区	(略)	(略)																																																																																
中部地区	(略)	(略)																																																																																
高蔵寺地区	(略)	(略)																																																																																
坂下地区	(略)	(略)																																																																																
東部地区	(略)	高森台、中央台、東高森台、石尾台、押沢台、藤山台、 <u>旧藤山台東小学校施設</u> 、 <u>旧西藤山台小学校施設</u> 、岩成台、岩成台西																																																																																
防災拠点	補完施設	分担する役割																																																																																
味美ふれあいセンター	知多公民館	福祉避難所(要配慮者、長期避難者)																																																																																
南部ふれあいセンター	第一希望の家(※)	福祉避難所(要配慮者、長期避難者)																																																																																

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																														
		<table><tr><td>総合福祉センター</td><td>福祉作業所 (※1)</td><td>福祉避難所機能(要配慮者、長期避難者)</td></tr><tr><td>坂下公民館</td><td>青年の家</td><td>福祉避難所機能(要配慮者、長期避難者)</td></tr><tr><td rowspan="4">東部市民センター</td><td>岩成台中学校</td><td>(略)</td></tr><tr><td>保健センター</td><td>福祉避難所機能(要配慮者、長期避難者)</td></tr><tr><td>少年自然の家</td><td>福祉避難所機能(要配慮者、長期避難者)</td></tr><tr><td colspan="2">(追加)</td></tr></table> (※1) 第一希望の家及び福祉作業所については、知的障がい者の受入れを優先する。 (※2) 第二希望の家については、建物の耐震性が確保された後指定する。 ウ 防災拠点の役割及び機能 (略) (ア) ～ (ク) (略) (ケ) 避難所機能 要配慮者及び長期避難者の受入 (コ) (略)	総合福祉センター	福祉作業所 (※1)	福祉避難所機能(要配慮者、長期避難者)	坂下公民館	青年の家	福祉避難所機能(要配慮者、長期避難者)	東部市民センター	岩成台中学校	(略)	保健センター	福祉避難所機能(要配慮者、長期避難者)	少年自然の家	福祉避難所機能(要配慮者、長期避難者)	(追加)		<table><tr><td>総合福祉センター</td><td>福祉作業所 (※)</td><td>福祉避難所(要配慮者、長期避難者)</td></tr><tr><td>坂下公民館</td><td>青年の家</td><td>福祉避難所(要配慮者、長期避難者)</td></tr><tr><td rowspan="4">東部市民センター</td><td>岩成台中学校</td><td>(略)</td></tr><tr><td>保健センター</td><td>福祉避難所(要配慮者、長期避難者)</td></tr><tr><td>少年自然の家</td><td>福祉避難所(要配慮者、長期避難者)</td></tr><tr><td>第二希望の家 (※)</td><td>福祉避難所(要配慮者、長期避難者)</td></tr></table> (※) 第一希望の家、第二希望の家及び福祉作業所については、知的障がい者の受入れを優先する。 (削除) ウ 防災拠点の役割及び機能 (略) (ア) ～ (ク) (略) (ケ) 福祉避難所機能 要配慮者及び長期避難者の受入 (コ) (略)	総合福祉センター	福祉作業所 (※)	福祉避難所(要配慮者、長期避難者)	坂下公民館	青年の家	福祉避難所(要配慮者、長期避難者)	東部市民センター	岩成台中学校	(略)	保健センター	福祉避難所(要配慮者、長期避難者)	少年自然の家	福祉避難所(要配慮者、長期避難者)	第二希望の家 (※)	福祉避難所(要配慮者、長期避難者)	に伴う追加
総合福祉センター	福祉作業所 (※1)	福祉避難所機能(要配慮者、長期避難者)																																
坂下公民館	青年の家	福祉避難所機能(要配慮者、長期避難者)																																
東部市民センター	岩成台中学校	(略)																																
	保健センター	福祉避難所機能(要配慮者、長期避難者)																																
	少年自然の家	福祉避難所機能(要配慮者、長期避難者)																																
	(追加)																																	
総合福祉センター	福祉作業所 (※)	福祉避難所(要配慮者、長期避難者)																																
坂下公民館	青年の家	福祉避難所(要配慮者、長期避難者)																																
東部市民センター	岩成台中学校	(略)																																
	保健センター	福祉避難所(要配慮者、長期避難者)																																
	少年自然の家	福祉避難所(要配慮者、長期避難者)																																
	第二希望の家 (※)	福祉避難所(要配慮者、長期避難者)																																
				表記の整理																														
30	8	(5) 指定避難所 38の小学校と中部大学を避難所に指定し、市民の安全確保、物資の配給等被災者の救援を行う。なお、中学校は、小学校(避難所)の補完施設とし、小学校で受入できない場合の避難者の受入及び小学校が避難場所として利用されている間の小学校教育の場所とする。 (追加)	(5) 指定避難所 37の小学校、2の旧小学校施設と中部大学を避難所に指定し、市民の安全確保、物資の配給等被災者の救援を行う。なお、中学校は、小学校(避難所)の補完施設とし、小学校で受入できない場合の避難者の受入及び小学校が避難場所として利用されている間の小学校教育の場所とする。 (6) 福祉避難所 9の防災拠点及び福祉避難所機能を有する7の補完施設を福祉避難所として指定し、地域に密着した要配慮者対策活動を行う。	指定避難所の追加																														
				表記の整理																														
30	24	第2節 防災活動体制の整備 (略) (追加)	第2節 防災活動体制の整備 (略) 1 業務継続計画の策定	対策の整理																														

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
			<u>ア 市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。</u> <u>また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。</u> <u>イ 市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。</u> <u>(ア) 市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制</u> <u>(イ) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定</u> <u>(ウ) 電気・水・食料等の確保</u> <u>(エ) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保</u> <u>(オ) 重要な行政データのバックアップ</u> <u>(カ) 非常時優先業務の整理</u>	
30	28	<u>1 (略)</u> <u>2 行動マニュアルの作成</u> <u>市は、個々の職員が災害時の状況に応じて的確に対応できるよう、行動マニュアルを作成する。</u>	<u>2 (略)</u> <u>3 応急活動のためのマニュアルの作成等</u> <u>市は、個々の職員が災害時の状況に応じて的確に対応できるよう、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。</u>	対策の追加
31	1	<u>3 防災研修及び防災教育</u> <u>(1) 職員に対する防災教育</u> 市は、災害時における適正な判断力の養成及び職員内における防災体制を確立するため、防災に関する講習会、研修会等に職員を参加させ、防災意識の高揚及び専門的知識、	<u>4 人材育成及び防災教育</u> <u>(1) 人材の育成等</u> 市は、災害時における適正な判断力の養成及び職員内における防災体制を確立するため、防災に関する講習会、研修会等に職員を参加させ、防災意識の高揚及び専門的知	対策の追加

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		技術の習得を図る。 <u>また、各種の防災訓練を通じて行動マニュアルの周知徹底を図る。</u>	識、技術の習得を図る。 <u>また、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平時から構築することに努める。</u>	
31	7	(2) 防災訓練の実施 (略) なお、<u>その際には要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</u> (略) ア (略) イ (略) ウ <u>個別の防災訓練</u> <u>区、町内会、自治会の自主防災組織及び事業所等が独自に計画して、地域及び事業所の実情に合った訓練を実施する。</u> <u>なお、訓練の実施にあたっては、消防職員が実技指導をするほか訓練の実施に必要な資機材等について支援する。</u>	(2) 防災訓練の実施 (略) その際、<u>要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</u> (略) ア (略) イ (略) ウ <u>防災訓練の指導協力</u> <u>市は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。</u> <u>また、防災関係機関あるいは防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。</u>	対策の追加
32	8	<u>4 広域応援体制の整備</u> (追加) (1) <u>地方自治体間の広域応援体制の充実</u> (追加) 市は、災害時に相互応援を実施することを目的として、災害時における相互応援に関する協定や消防相互応援協定等を旧尾張北部広域行政圏の5市2町をはじめ関係団体と締結している。	<u>5 広域応援体制の整備</u> (1) <u>応援要請手続きの整備</u> <u>県又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えるものとする。</u> (2) <u>応援協定の締結等</u> <u>ア 相互応援協定</u> 市は、災害時に相互応援を実施することを目的として、災害時における相互応援に関する協定や消防相互応援協定等を旧尾張北部広域行政圏の5市2町をはじめ関係団体と締結している。	対策の追加

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		今後とも協定内容の充実を図るため、災害対策基本法第8条、第49条の2及び同条の3の規定により、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずるよう努める。 なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮する。 (追加) (追加) (追加) (2) 自衛隊との連携強化 (略) (3) 関係団体及び流通事業者との協定	今後とも協定内容の充実を図るため、災害対策基本法第49条の2に基づき、相互応援に関する協定の締結に努める。 なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮する。 イ 民間団体等との協定 災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等の協力を得るため、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 (3) 緊急消防援助隊 市及び県は、大規模災害の発生時に人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上及び受援体制の確立に努めるものとする。 特に、南海トラフ地震等における国全体の運用方針等や最大震度に応じた迅速出動により、地震発生直後から本県への応援出動が行われることを考慮して、受援体制を早急に整えるための準備に努めるものとする。 (4) 広域航空消防応援 市及び県は、大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。 (5) 広域消防相互応援協定 愛知県下に大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。 (6) 自衛隊との連携強化 (略) (削除) ※本節 5 (2) イに記載	

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		<u>関係団体及び流通事業者と防災対策に係る協定を締結する。</u> (追加) 資料 「資料・様式集」協定等の締結状況（資料５－１～<u>65</u>）	<u>(7) 南海トラフ地震等発生時の受援計画</u> <u>南海トラフ地震発生時の広域応援については、国が、緊急輸送ルートや応援部隊等の活動、物資調達、燃料供給、防災拠点について具体的な計画を定めているところである。</u> <u>県が策定した「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に基づき、実施すべき事項について確認し、体制の整備等に努める。</u> <u>なお、東海地震、東南海・南海地震発生時の対応についても同様とする。</u> 資料 「資料・様式集」協定等の締結状況（資料５－１～<u>68</u>）	対策の追加（南海トラフ地震における愛知県広域受援計画） 地域防災計画（様式・資料集）との整合
32	24	<u>5 防災のための意識啓発</u> <u>(1) 防災意識の啓発</u> <u>地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、事に望んで市民の一人ひとりが正しい知識と判断をもって行動できるよう、地震防災に関する啓発用パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事等を通じて配布する。</u> <u>また、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。</u> <u>(2) 過去の災害教訓の伝承</u> <u>市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。</u> <u>また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。</u>	(削除) 本編 第２章 第１節に記載	対策の整理
33	8	第３節 情報連絡体制の整備 (略) 1 情報連絡体制の整備	第３節 情報の収集・連絡体制の整備 (略) 1 情報連絡体制の整備	対策の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		(略) (追加) (1) (略) (2) 有線通信施設 ア (略) イ <u>災害時における非常通話等の運用の迅速性及び電話の輻輳の回避のため、あらかじめ西日本電信電話株式会社に登録された災害時優先電話が配備されており、これを活用する。</u>災害時優先電話には、一般電話と区別するためのラベルを貼付する。 (3) (略) (4) (略)	(略) (1) <u>情報の収集・連絡体制</u> <u>被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。</u> (2) (略) (3) 有線通信施設 ア (略) イ <u>災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続は制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時優先電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができるため、これを活用する。</u>災害時優先電話には、一般電話と区別するためのラベルを貼付する。 (4) (略) (5) (略)	
36	7	第4節 非常用物資の備蓄 2 食糧及び生活必需品 (2) 行政備蓄 ア (略) イ <u>防災拠点、指定避難所等</u>に備蓄倉庫を整備し、必要な食糧及び生活必需品を備蓄する。	第4節 非常用物資の備蓄 2 食糧及び生活必需品 (2) 行政備蓄 ア (略) イ <u>指定避難所、福祉避難所等</u>に備蓄倉庫を整備し、必要な食糧及び生活必需品を備蓄する。	表記の整理
36	21	3 防災用資機材 (2) <u>防災拠点、指定避難所等</u>に災害応急活動に必要な次の資機材を備蓄する。 (略)	3 防災用資機材 (2) <u>指定避難所、福祉避難所等</u>に災害応急活動に必要な次の資機材を備蓄する。 (略)	表記の整理
36	27	4 防疫・衛生用資機材 (2) <u>防災拠点、指定避難所等</u>に防疫・衛生に必要な次の資機材を整備するとともに、関連業者との協定に基づき、災害の状況に応じて、これらの資機材の調達を要請する。	4 防疫・衛生用資機材 (2) <u>指定避難所、福祉避難所等</u>に防疫・衛生に必要な次の資機材を整備するとともに、関連業者との協定に基づき、災害の状況に応じて、これらの資機材の調達を要請する。	表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
37	1	5 備蓄品等の管理 <u>防災拠点、指定避難所</u> 等で備蓄する防災用資機材については、市民安全課で点検を定期的の実施し、点検結果に基づき補充、更新、修理等を行う。	5 備蓄品等の管理 <u>指定避難所、福祉避難所</u> 等で備蓄する防災用資機材については、市民安全課で点検を定期的の実施し、点検結果に基づき補充、更新、修理等を行う。	表記の整理
37	10	第5節 消防救急体制の整備 1 大規模火災における消防体制の整備 (1) 出火の防止対策 ア 消防本部 消防本部は、防火管理、防災管理、自衛消防業務に関する講習会を実施し、防火、防災管理者の育成を図るとともに、防火対象物の防火、防災管理及び消防用設備の維持管理状況について、適宜査察を行い指導する。また、地区の自治会等各種団体を通じて、一般家庭に対し住宅用火災報知器、消火器具及び消火用水の普及徹底を図るとともに、これら器具等の取扱い等を指導し、初期消火活動の重要性を認識させ地震時における初期消火活動の徹底を図るものとする。 イ～オ (略)	第5節 消防救急体制の整備 1 大規模火災における消防体制の整備 (1) 出火の防止対策 ア 消防本部 消防本部は、防火管理、防災管理、自衛消防業務に関する講習会を実施し、防火、防災管理者の育成を図るとともに、防火対象物の防火、防災管理及び消防用設備の維持管理状況について、適宜査察を行い指導する。また、地区の自治会等各種団体を通じて、一般家庭に対し住宅用火災警報器及び消火器具の普及徹底を図るとともに、これら器具等の取扱い等を指導し、初期消火活動の重要性を認識させるものとする。 イ～オ (略)	表記の整理
38	12	(3) 消防団の強化 消防団は、常備の消防隊と一体となって消防活動を実施するとともに、初期消火、避難誘導等の地域の防災活動の重要な役割を担っている。災害時に現有本部及び6分団の消防団員が効果的に防災活動を実施できるよう、平常時から技能向上を図るための教育訓練を実施する。	(3) 消防団の強化 消防団は、常備の消防隊と一体となって消防活動を実施するとともに、初期消火、避難誘導等の地域の防災活動の重要な役割を担っている。災害時に現有本部、6分団及び機能別分団の消防団員が効果的に防災活動を実施できるよう、平常時から技能向上を図るための教育訓練を実施する。	対策の整理（機能別分団発足）
38	17	(4) 消防通信体制の整備 同時多発火災や大規模救助活動に対処するためには、消防隊、救急隊等の効果的な運用を図る必要がある。消防本部は、整備している消防情報システムを効率的に運用し、災害時の通信体制の確保を図るとともに、今後とも、同システムの拡充や無線設備の整備拡充を図る。	(4) 消防通信体制の整備 同時多発火災や大規模救助活動に対処するためには、消防隊、救急隊等の効果的な運用を図る必要がある。消防本部は、消防情報システムを効率的に運用し、災害時の通信体制の確保を図るとともに、今後とも、同システムの拡充や無線設備の整備拡充を図る。	表記の整理
39	6	2 救急・救助体制の整備 災害時に建物やブロック塀が倒壊したときの救急・救助活	2 救急・救助体制の整備 災害時に建物やブロック塀が倒壊したときの救急・救助活	表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		動に備え、救出用資機材（エンジンカッター、油圧ジャッキ等）及び応急救護用資機材を消防署、 <u>消防出張所等</u> に整備する。また、市民に応急手当の普及啓発を図るとともに、消防職員を中心に救急救命士を養成するなど迅速かつ的確な救急・救助体制の整備を図る。	動に備え、救出用資機材（エンジンカッター、油圧ジャッキ等）及び応急救護用資機材を消防署等に整備する。また、市民に応急手当の普及啓発を図るとともに、消防職員を救急救命士に養成するなど迅速かつ的確な救急・救助体制の整備を図る。	
41	9	第6節 応急医療体制の整備 (2) 後方医療体制の整備 <u>市内の後方医療支援病院として重傷患者受入れ施設を指定する。また、必要に応じ、市外の医療施設に広域的後方医療活動を要請できる体制を整える。</u> (略)	第6節 応急医療体制の整備 (2) 後方医療体制の整備 <u>県が2次医療圏ごとに設置する地域災害医療対策会議を通じて、広域医療体制の整備を行う。</u> (略)	対策の整理
43	10	第8節 広域応援派遣体制の整備 1 (略) 2 緊急消防援助隊 <u>市及び県は、大規模災害の発生時に人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上及び受援体制の確立に努めるものとする。</u> <u>特に、南海トラフ地震等における国全体の運用方針等や最大震度に応じた迅速出動により、地震発生直後から本県への応援出動が行われることを考慮して、受援体制を早急に整えるための準備に努めるものとする。</u> 3 広域航空消防応援 <u>市及び県は、大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるように努めるものとする。</u> 4 愛知県広域消防相互応援協定 <u>市は、愛知県下で大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるように努めるものとする。</u> 5 救援物資の支援体制 他の市町村が被害を受けた場合の物資支援を想定し、必要	第8節 広域応援派遣体制の整備 1 (略) (削除) ※本章 第2節 5に記載 (削除) ※本章 第2節 5に記載 (削除) ※本章 第2節 5に記載 2 救援物資の支援体制 他の市町村が被害を受けた場合の物資支援を想定し、必	対策の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
44	3	な支援体制の整備を図る。 第2章 市民の防災行動力の向上 第1節 防災意識の高揚 1 市民に対する防災知識の普及と意識啓発 (追加)	要な支援体制の整備を図る。 第2章 市民の防災行動力の向上 第1節 防災意識の高揚 1 市民に対する防災意識の啓発と知識の普及 (1) 防災意識の啓発 <u>市は、地震発生時及び警戒宣言発令時等に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、県等と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。</u> <u>また、県及び市は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。</u> ア 地震に関する基礎知識 イ 東海地震の予知に関する知識 ウ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づく措置の内容 エ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識 オ 予想される地震及び津波に関する知識、地域の危険度に関する知識 カ 警戒宣言が発せられた場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識 キ 正確な情報の入手 ク 防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容 ケ 地域の指定緊急避難場所、避難路に関する知識 コ 警報等や避難指示等の意味と内容 サ 緊急地震速報、津波警報等発表時や避難指示等の発令時にとるべき行動 シ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動 ス 避難生活に関する知識 セ 家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡	対策の追加

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		(1) <u>地震の被害を軽減する上で、市民の果たす役割は極めて大きい。</u> <u>市民が「自らの命は自ら守る」ため、平常時から避難所の位置や避難経路を確認し、飲料水、食糧等を家庭内で備蓄することが重要である。市民の防災知識の普及を図り防災能力を高めるため、市は、啓発活動の実施や防災パンフレット等を作成配布する。</u> (2) <u>南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識を教育・広報する。</u> (追加) (追加) (3) 地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与する	<u>体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと）</u> <u>ソ 応急手当方法の紹介、平素から市民が実施すべき水、食糧その他生活必需品の備蓄、家具等の転倒防止、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容</u> <u>タ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容</u> (2) <u>防災に関する知識の普及</u> <u>防災週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。</u> <u>また、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、次の事項に留意し、市民の一人ひとりが正しい知識と判断をもって行動できるよう、地震防災に関する啓発用パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事等を通じて配布する。</u> <u>ア 平常時の心得に関する事項</u> <u>イ 警戒宣言発令時の心得に関する事項</u> <u>ウ 地震発生時の心得に関する事項</u> <u>エ 緊急地震速報の利用の心得に関する事項</u> (3) <u>自動車運転者に対する広報</u> <u>県、市及び県警察は、警戒宣言が発せられた場合又は地震が発生した場合において、運転者として適切な行動がとれるよう事前に必要な広報等を行うこととする。</u> (4) <u>家庭内備蓄等の推進</u> <u>災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、また、警戒宣言が発せられた場合、食糧その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等その他の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進する。</u> <u>また、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合、発災による断水に備えて、緊急に貯水するよう呼びかける。</u> (5) <u>地震保険の加入促進</u>	対策の整理 対策の追加 対策の追加 表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		ことを目的とした公的保険制度であり、被災者が住宅再建する際の有効な手段の一つとなることから、市及び県は、その制度の普及促進に努めるものとする。 (追加)	地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者が住宅再建する際の有効な手段の一つとなることから、市及び県は、その制度の普及促進に努めるものとする。 <u>(6) 過去の災害教訓の伝承</u> <u>県及び市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。</u> <u>また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。</u>	対策の整理
44	16	第2節 学校等における防災教育及び安全対策 地震等の災害時において、児童、生徒及び<u>幼・保育園児</u>（以下「児童等」という。）及び職員の生命、身体の安全を確保し、小・中学校及び<u>幼・保育園</u>（以下「学校等」という。）の施設及び設備を災害から防護するため必要な計画を策定し、その推進を図る。	第2節 学校等における防災教育及び安全対策 地震等の災害時において、児童、生徒、<u>幼・保育園児及び認定こども園の園児</u>（以下「児童等」という。）及び職員の生命、身体の安全を確保し、小・中学校、<u>幼・保育園及び認定こども園</u>（以下「学校等」という。）の施設及び設備を災害から防護するため必要な計画を策定し、その推進を図る。	対策の整理
47	25	第3節 自主防災組織の育成 (略) その際、女性の参画の<u>促進に努めるものとする</u>とともに、いざという時には、日ごろから地域の防災関係者<u>との連携</u>が必要なため、自主防災組織及び防災関係機関等のネットワーク化の推進にも努めるものとする。	第3節 自主防災組織の育成 (略) その際、女性の参画促進に努めるものとするとともに、いざという時には、日ごろから地域の防災関係者<u>との連携</u>が必要なため、自主防災組織及び防災関係機関等のネットワーク化の推進にも努めるものとする。	表記の整理
47	27	3 活動に対する市の支援 (1) 技術指導の実施 ア 防災リーダーの養成 地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を<u>行える</u>、災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーを養成に努めるものとする。	3 活動に対する市の支援 (1) 技術指導の実施 ア 防災リーダーの養成 地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を<u>行うなどの</u>、災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダー<u>の養成に努めるものとする。</u>	表記の整理
48	15	(2) 資機材の整備 (略) 資料 「様式・資料集」自主防災組織に対する防災用<u>資器材</u>の貸与（資料3-1-(9)）	(2) 資機材の整備 (略) 資料 「様式・資料集」自主防災組織に対する防災用<u>資機材</u>の貸与（資料3-1-(9)）	地域防災計画（様式・資料集）との整合

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
49	17	第4節 防災ボランティアとの連携 2 活動の支援 (1) 受入体制の整備 ア ボランティアの受入に必要な資機材の確保など受入体制の整備に努め、災害時は災害対策本部に災害救援ボランティアセンターを設置する。 イ～オ (略)	第4節 防災ボランティアとの連携 2 活動の支援 (1) 受入体制の整備 ア ボランティアの受入に必要な資機材の確保など受入体制の整備に努め、災害時は災害救援ボランティアセンターを設置する。 イ～オ (略)	対策の整理
50	1	3 地域貢献・地域との共生 <u>災害が発生した際には、県民、行政、取引先企業などと連携し、地域の日も早い復旧を目指す。その活動の一環として企業が行う地域貢献は、可能な範囲において、援助金、敷地の提供、物資の提供などが一般的であるが、このほかにも技術者の派遣、ボランティア活動など企業の特徴を活かした活動が望まれる。</u> <u>また、平常時からこれら主体との連携を密にしておくことも望まれる。</u>	(削除) ※本章 第6節 3に記載	表記の整理
51	8	第5節 要配慮者の安全対策 2 避難行動要支援者対策 (2) 避難行動要支援者名簿の作成 要配慮者の中から、要介護状態区分、障がい支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、市内部組織及び県その他の関係者の協力を得て、氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等必要な事項を記載した避難行動要支援者名簿を作成すること。その際、設定した要件から当てはまらない者であっても、要配慮者自らが名簿への掲載を求めた場合には柔軟に対応できることとすること。	第5節 要配慮者の安全対策 2 避難行動要支援者対策 (2) 避難行動要支援者名簿の作成 要配慮者の中から、要介護状態区分、障がい支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、市内部組織及び県その他の関係者の協力を得て、氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等必要な事項を記載した避難行動要支援者名簿を作成する。その際、設定した要件に<u>あ</u>てはまらない者であっても、要配慮者自らが名簿への掲載を求めた場合には柔軟に対応できる<u>もの</u>とする。	表記の整理
51	16	(3) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有 名簿に登載される要支援者は、転出・転入、出生・死亡、障がいの発現等により絶えず変化することから、避難支援に必要となる情報を適宜更新し、関係者間で共有すること。	(3) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有 名簿に登載される要支援者は、転出・転入、出生・死亡、障がいの発現等により絶えず変化することから、避難支援に必要となる情報を適宜更新し、関係者間で共有する。	表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
51	20	(4) (略) (追加)	(4) (略) (5) <u>避難行動要支援者の移送等</u> 安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。	対策の追加
52	5	3 要配慮者の防災教育及び防災訓練 (3) (略) ア (略) イ (略) ウ <u>避難場所や避難所、避難路の標識等</u> については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いるなど簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。	3 要配慮者の防災教育及び防災訓練 (3) (略) ア (略) イ (略) ウ <u>指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所、避難路の標識等</u> については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いるなど簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。	対策の整理
53	6	第6節 企業防災の促進 1 企業防災の重要性 企業の事業継続・早期再建は <u>県民</u> の生活再建や街の復興にも大きな影響を与えるため、企業活動の早期復旧にも迅速さが求められる。しかしながら、想定されるような大規模地震においては、従来の国・地方公共団体を中心とした防災対策だけでなく国全体として災害に備える必要があり、愛知県地震防災推進条例に掲げる自助・共助・公助の理念に基づき、企業も防災の担い手としての取組が極めて重要となる。 (略)	第6節 企業防災の促進 1 企業防災の重要性 企業の事業継続・早期再建は <u>市民</u> の生活再建や街の復興にも大きな影響を与えるため、企業活動の早期復旧にも迅速さが求められる。しかしながら、想定されるような大規模地震においては、従来の国・地方公共団体を中心とした防災対策だけでなく国全体として災害に備える必要があり、愛知県地震防災推進条例に掲げる自助・共助・公助の理念に基づき、企業も防災の担い手としての取組が極めて重要となる。 (略)	表記の整理
53	23	3 企業の取組 (追加) 企業は、災害時の企業の果たす役割 <u>（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）</u> を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対	3 企業の取組 (1) <u>事業継続計画（BCP）の策定・運用</u> 企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するよう努める。 また、 <u>防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組み</u>	対策の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの<u>防災活動の推進に努めるものとする。</u> (1) 生命の安全確保 顧客等不特定多数の者が施設に来たり、施設内に留まったりすることが想定される施設の管理者等については、<u>まず顧客の安全、次に企業の従業員等業務に携わる者の安全を確保するものとする。</u> (2) 二次災害の防止 <u>製造業などにおいて、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止のための取り組みが必要である。</u> (3) 事業の継続 <u>被災した場合の事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、事業継続計画（BCP）を策定し、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方針、手段などを取り決めておくものとする。</u> (追加)	<u>を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。</u> 特に、食糧、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、<u>国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。</u> (2) 生命の安全確保 <u>顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。</u> (3) 二次災害の防止 <u>落下防止、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施が必要である。</u> <u>(削除)</u> (4) 地域との共生と貢献 <u>緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にすることを意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。</u> <u>企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水</u>	

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
			<u>源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。</u>	
57	10	第3章 災害に強い都市の形成 第1節 防災まちづくりの推進 2 建築物の安全対策 (1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律の適正な施行 <u>不特定多数の人が利用する大規模な建築物等の既存耐震不適格建築物に耐震診断結果の報告義務及び、多数の人が利用する一定規模以上等の既存耐震不適格建築物に耐震診断・耐震改修の努力義務を課した、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）の適正な施行に努めることとする。</u> <u>また、同法に基づき、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告を義務付けることとする。</u>	第3章 災害に強い都市の形成 第1節 防災まちづくりの推進 2 建築物の安全対策 (1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律の適正な施行 <u>建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）に基づき、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告を義務付けることとする。</u>	表記の整理
58	21	(5) 応急危険度判定体制の整備 建築士会等の協力を得て、民間の応急危険度判定士の養成に努めるとともに、市職員についてもコーディネーターの講習会に参加するなど、応急危険度判定体制の整備に努める。	(5) 応急危険度判定体制の整備 建築士会等の協力を得て、民間の応急危険度判定士の養成に努めるとともに、市職員についても<u>応急危険度判定士講習会</u>やコーディネーターの講習会に参加するなど、応急危険度判定体制の整備に努める。	対策の追加
60	2	3 宅地等の安全対策 (6) ため池等の整備 (略) また、決壊した場合、人家や公共施設などに甚大な被害が及ぶおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとする。	3 宅地等の安全対策 (6) ため池等の整備 (略) また、決壊した場合、人家や公共施設などに甚大な被害が及ぶおそれのあるため池（<u>防災重点ため池</u>）について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとする。	表記の整理
60	16	4 土砂災害の防止 (1) <u>土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備</u> 県は、<u>土砂災害を防止するため、土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域が指定されていない箇所については、土砂災害危険箇所）の住民への周知体制、土砂災害監視システ</u>	4 土砂災害の防止 (1) <u>土砂災害対策の推進</u> 県は、<u>急傾斜地崩壊危険箇所や土石流危険渓流のうち、災害発生のおそれのある地域を土砂災害警戒区域にしている。市は、この区域について、土砂災害に関する情報の</u>	表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		<u>ムの整備等による情報の収集及び伝達体制の整備を行うとともに、市町村等に対しては、土砂災害警戒情報の発表・伝達、大規模な土砂災害が急迫した場合の緊急調査に基づく土砂災害緊急情報の通知を行い、当該通知に基づくその他警戒避難体制の確立に関する必要な支援を行うものとする。</u> (2) <u>土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域</u> <u>県は、土砂災害から、県民の生命、身体を保護を図るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を推進し、必要な対策を進める。</u> <u>おおむね5年ごとに、土砂災害警戒区域の指定等に必要な基礎調査を行い、その結果を関係のある市町村長に通知するとともに、公表する。</u> <u>土砂災害警戒区域の指定がなされた区域内では、土砂災害警戒区域に関する資料を関係市町村に提供し、県は、市町村地域防災計画に基づき土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備等の推進を図られるよう支援する。</u> <u>また、土砂災害特別警戒区域の指定がなされた区域内では、</u> ① <u>開発行為の制限</u> ② <u>建築物の安全性の向上</u> ③ <u>建築物に対する移転等の勧告</u> <u>等を行っており、今後もその促進を図っていく必要がある。</u> <u>なお、県では、未指定の箇所については、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら緊急性の高い箇所から順次、指定を行う。</u> (3) <u>土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備</u> (追加)	<u>収集や伝達、予報または警報の発令や伝達、避難その他必要な警戒避難体制を確立する。また、避難勧告の発令基準の策定、防災意識の普及等の総合的な土砂災害対策を推進する。</u> (削除) (2) <u>土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備</u> <u>ア 市防災会議は、土砂災害危険箇所等に関する資料を地域防災計画に掲載し、関係住民への周知を図られるよう</u>	対策の追加

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		市防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、<u>市町村</u>地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実・強化を図る。 ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項（<u>エ</u>に掲げる施設に対する土砂災害警戒情報の伝達方法等） イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項 ウ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項 エ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地 オ 救助に関する事項 カ 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項 （追加） (4) ハザードマップの作成及び周知 <u>警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村</u>地域防災計画に基づきハザードマップを作成する。作成に当たっては、土砂災害警戒区域等の範囲や避難場所、避難経路等を明示するとともに、土石流等のおそれのある区域から避難する際の方向を示すなど、実際の避難行動に資する内容となるよう努めるものとする。	<u>考慮する。</u> イ 市防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、<u>市</u>地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実・強化を図る。 (ア) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項（<u>エ</u>）に掲げる施設<u>の所有者又は管理者</u>に対する土砂災害警戒情報の伝達方法等） (イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項 (ウ) 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項 (エ) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地 (オ) 救助に関する事項 (カ) 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項 ウ <u>土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。</u> (3) ハザードマップの作成及び周知 市地域防災計画に基づきハザードマップを作成する。作成に当たっては、土砂災害警戒区域等の範囲や避難場所、避難経路等を明示するとともに、土石流等のおそれのある区域から避難する際の方向を示すなど、実際の避難行動に資する内容となるよう努めるものとする。	対策の追加 対策の追加

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		また、ハザードマップを住民等に周知するに当たっては、 <u>ホームページに加え、掲示板の活用や各戸配付、回覧板など様々な手法を活用して周知することが望ましい。</u>	また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当する <u>ことが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。</u> なお、ハザードマップを住民等に周知するに当たっては、 <u>Web サイトに加え、掲示板の活用や各戸配付、回覧板など様々な手法を活用して周知することが望ましい。</u>	
63	25	7 安全なまちづくり 「安全都市・春日井の実現」を目指して設置された春日井市安全なまちづくり協議会が行う「春日井安全アカデミー」「 <u>くらがり診断</u> 」など市民との交流を通じた安全なまちづくり事業に対して積極的に支援する。	7 安全なまちづくり 「安全都市・春日井の実現」を目指して設置された春日井市安全なまちづくり協議会が行う「春日井安全アカデミー」など市民との交流を通じた安全なまちづくり事業に対して積極的に支援する。	対策の整理
64	19	第2節 都市基盤整備の推進 1 公共施設 (1) 道路 キ 県は、南海トラフ巨大地震等の大規模地震への備えとして、耐震改修促進法に基づき、広域的な避難、救助の観点から必要な道路を、沿道建築物に耐震診断の結果の報告を義務付ける道路として指定する。	第2節 都市基盤整備の推進 1 公共施設 (1) 道路 キ 県は、南海トラフ地震等の大規模地震への備えとして、耐震改修促進法に基づき、広域的な避難、救助の観点から必要な道路を、沿道建築物に耐震診断の結果の報告を義務付ける道路として指定する。	表記の整理
65	16	2 ライフライン施設 (1) 施設の主要目標 災害時における <u>上水道のライフラインの安全性及び信頼性の向上を図るため、施設ごとに耐震性を備えるよう設計指針を検討するとともに、耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめるよう万全の予防措置を講ずる。</u> <u>ア 災害時にも機能が維持できるよう施設の耐震性強化を図る。</u> <u>イ 共同溝等の整備によるライフラインの耐震化を図る。</u> <u>ウ 早期復旧が可能となるよう代替機能施設の確保を図る。</u> <u>エ 供給エリアの分割など被害を最小にとどめる施設及び設備の整備を図る。</u> <u>オ 被災地外からの供給支援を受ける広域的バックアップ</u>	2 ライフライン施設 (1) 施設の主要目標 災害時におけるライフラインの安全性及び信頼性の向上を図るため、 <u>電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。また、被災地以外からの供給支援を受けるための広域的バックアップ体制の整備を図る。</u>	表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		<u>体制の整備を図る。</u>		
65	26	(2) 上水道 ア 施設の耐震化 (略) イ <u>バックアップ機能の強化</u> <u>配水場への送水管路の二重化を図る。</u> ウ 応急復旧体制等の整備 (略) エ 応急給水体制の整備 (略)	(2) 上水道 ア 施設の耐震化 (略) (削除) イ 応急復旧体制等の整備 (略) ウ 応急給水体制の整備 (略)	対策の整理
66	9	(3) 下水道 ア 管渠施設の耐震化 衛生的な生活環境を確保するため、下水道施設の計画、 施工及び維持管理に当たっては、「下水道施設の耐震対 策指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）」に適合 させ、地盤条件等総合的な見地から検討し、耐震性の向 上を図る。	(3) 下水道 ア 管渠施設の耐震化 衛生的な生活環境を確保するため、下水道施設の計 画、施工及び維持管理に当たっては、「下水道施設の耐 震対策指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）」 <u>及 び「下水道の地震対策マニュアル（公益社団法人日本下 水道協会）」</u> に適合させ、地盤条件等総合的な見地から 検討し、耐震性の向上を図る。	対策の追加
68	16	(7) 通信施設 ア 電気通信 (イ) 株式会社N T T ドコモ a～c (略) d 各種災害対策機器の配備 (a) 移動無線基地局 <u>（中継函タイプ含む）</u> 車の配備 (b) 移動電源車の配備 (c) <u>22G マイクロエントランス</u> の配備 (d) <u>サービスカー</u> の配備 e 防災に関する訓練 (略) f 長時間商用電力供給停止による通信リソース停止 対策 <u>の見直し</u> <u>従来の震度 6 に耐えうる蓄電池、発電装置系の耐震</u> <u>対策を震度 7 に強化</u>	(7) 通信施設 ア 電気通信 (イ) 株式会社N T T ドコモ a～c (略) d 各種災害対策機器の配備 (a) 移動無線基地局車の配備 (b) 移動電源車の配備 (c) <u>非常用マイクロ設備</u> の配備 (d) <u>衛生携帯電話及び携帯電話</u> の配備 e 防災に関する訓練 (略) f 長時間商用電力供給停止による通信リソース停止 対策 蓄電池、発電装置の <u>長時間化</u>	表記の整理

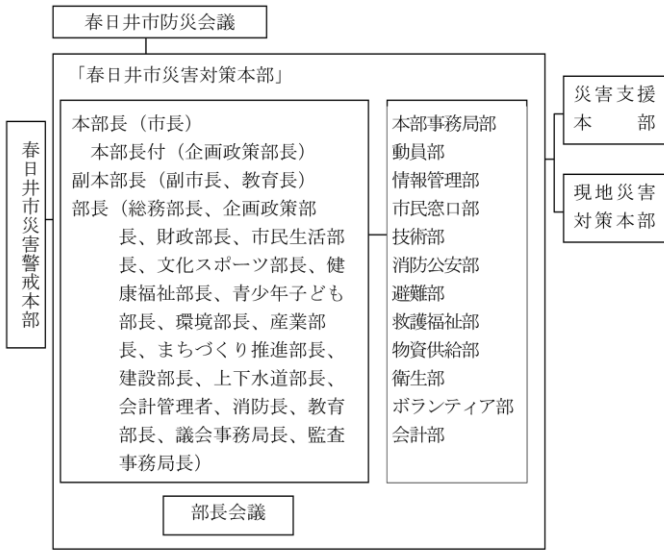
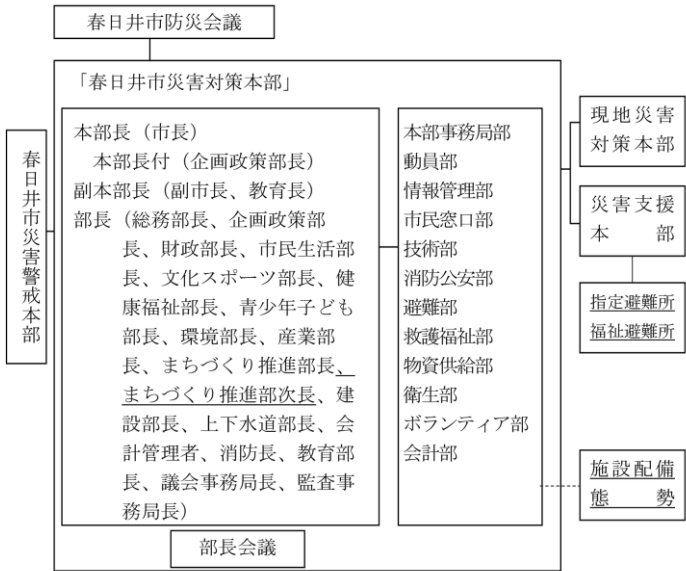
頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		<u>る市民の安全な避難先を確保する。</u> ウ 広域避難場所 大規模災害時に、一時的に多くの市民が避難でき、延焼の危険性が少ない大規模なオープンスペースを広域避難場所として指定し、<u>標示板</u>を設置するなど市民に周知する。 エ 福祉避難所 <u>要配慮者の避難所として防災拠点等を指定し、市民に周知する。</u> オ 緊急避難場所 (略) カ 避難所が備えるべき設備 避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。 キ 避難所の追認 (略)	<u>(ア) 広域避難場所</u> 大規模災害時に、一時的に多くの市民が避難でき、延焼の危険性が少ない大規模なオープンスペースを広域避難場所として指定するとともに、<u>広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識</u>を設置するなど市民に周知する。 (削除) <u>(イ) 緊急避難場所</u> (略) エ <u>指定避難所及び福祉避難所</u>が備えるべき設備 <u>指定避難所及び福祉避難所</u>には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、<u>マンホールトイレ</u>、毛布等の整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。 オ 避難所の追認 (略)	対策の追加
73	19	(2) 指定避難所の整備 ア (略) イ (略) ウ 避難所となる施設の耐震強化に努める。	(2) 指定避難所<u>及び福祉避難所</u>の整備 ア (略) イ (略) ウ <u>指定避難所及び福祉避難所</u>となる施設の耐震強化に努める。	表記の整理
74	1	(4) 避難路の整備 ア 各地域と指定避難所、広域避難場所を結ぶ避難路は、通学路とし、整備を図る。 イ (略) ウ (略)	(4) 避難路の整備 ア 各地域と指定避難所、<u>福祉避難所及び指定緊急避難場所</u>を結ぶ避難路は、通学路とし、整備を図る。 イ (略) ウ (略)	表記の整理
74	6	(5) 避難に関する広報 市及び県は、住民が的確な避難行動をとることができる	(5) 避難に関する広報 市及び県は、住民が的確な避難行動をとることができる	表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		ようにするため、避難場所や避難所の周辺道路に、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図るものとする。 また、避難場所、避難所、災害危険地域等を明示した防災マップ、地震発生時の堤防の被災等による浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙等を活用して広報活動を実施するものとする。 (追加) ア 避難場所等の広報 避難場所や避難所の指定を行った市は、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。 (ア) 避難場所、避難所の名称 (イ) 避難場所、避難所の所在地 (ウ) 避難地区分け (エ) 避難場所、避難所への経路 (オ) 避難場所、避難所の区分 (カ) その他必要な事項 イ 市の避難計画 (ア) 避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達方法 (イ) 避難所・避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口	ようにするため、指定緊急避難場所や指定避難所及び福祉避難所の周辺道路に、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図るものとする。 また、指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所、災害危険地域等を明示した防災マップ、地震発生時の堤防の被災等による浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙等を活用して広報活動を実施し、住民の意識啓発を図るものとする。 <u>なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。</u> ア 指定緊急避難場所等の広報 指定緊急避難場所や指定避難所及び福祉避難所の指定を行った場合は、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。 (ア) 指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所の名称 (イ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所の所在地 (ウ) 避難地区分け (エ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所への経路 (オ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所の区分 (カ) その他必要な事項 a 指定緊急避難場所と指定避難所及び福祉避難所の役割が違うこと b 指定緊急避難場所は災害に応じて指定がなされていること イ 市の避難計画 (ア) 避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達方法 (イ) 指定避難所及び福祉避難所・指定緊急避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口	対策の追加

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		(ウ) 避難所・避難場所への経路及び誘導方法 (エ) 避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 a 応急給水装置 b 給食装置 c 毛布、寝具等の支給 d 衣料、日用品の支給 e 負傷者に対する応急救護 (オ) 避難所の管理に関する事項 a 避難場所、避難所の秩序保持 b～e (略) (カ) (略)	(ウ) <u>指定避難所及び福祉避難所・指定緊急避難場所への経路及び誘導方法</u> (エ) <u>指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項</u> a 応急給水装置 b 給食装置 c 毛布、寝具等の支給 d 衣料、日用品の支給 e 負傷者に対する応急救護 (オ) <u>指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所の管理に関する事項</u> a <u>指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所の秩序保持</u> b～e (略) (カ) (略)	
75	20	5 避難行動の促進対策 (3) 市長は、あらかじめ指定緊急避難場所の指定及び整備、避難計画の作成を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、市民の安全の確保に努める。	5 避難行動の促進対策 (3) 市長は、あらかじめ指定緊急避難場所の指定及び整備、避難計画の作成を行うとともに、避難に関する次の事項等の知識の普及を図り、市民の安全の確保に努める。 <u>ア 平常時における避難のための知識</u> <u>イ 避難時における知識</u> <u>(ア) 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とすること</u> <u>(イ) 避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること（特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があること）</u> <u>(ウ) 避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきこと</u>	対策の整理

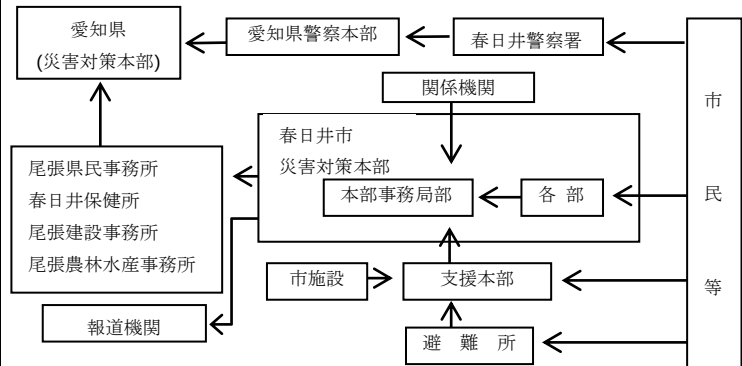
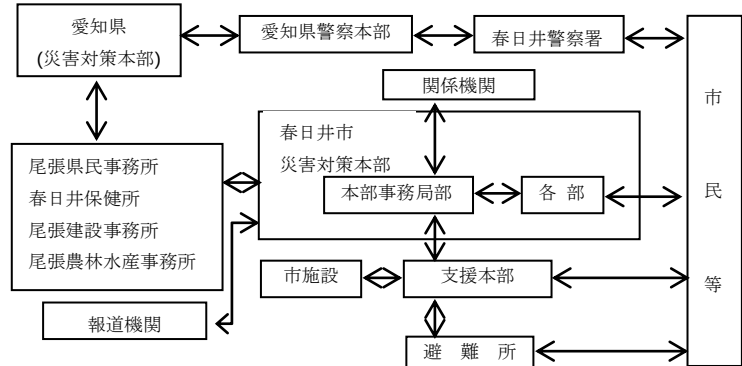
頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
			<u>ウ 指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所滞在中の心得</u>	
76	2	6 防災施設及び災害対策用資機材の整備 (3) 消防車両・資機材 消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。 特に、特殊火災（危険物施設、高層ビル、地下街等）に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図る。	6 防災施設及び災害対策用資機材の整備 (3) 消防車両・資機材 消防ポンプ自動車、 <u>救助・救急用資機材</u> 等の消防機械、消火栓、防火水槽、 <u>耐震性貯水槽</u> 等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。 特に、特殊火災（危険物施設、高層ビル、地下街等）に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図る。	表記の整理
77	5	第4節 防災協働社会の形成推進 2 対策 <u>(3) 業務継続計画の策定</u> <u>市は、激甚な被害を被った場合に備え、発災後に実施する災害応急対策及び継続する必要性の高い通常業務等を行うための業務継続計画を策定し、そのために必要な実施体制を整えるよう努めるものとする。</u>	第4節 防災協働社会の形成推進 2 対策 (削除) ※本編 第1章 第2節に記載	表記の整理
78	15	第4章 地震災害の防止に関する調査研究 (略) 1 公共施設を中心とした耐震診断の実施 2 要配慮者及びボランティアに関する調査研究 3 都市の防災化に関する調査研究 4 地域別出火危険度及び延焼防止に関する調査研究 5 地域別危険箇所等防災マップの作成 (追加)	第4章 地震災害の防止に関する調査研究 (略) 1 公共施設を中心とした耐震診断の実施 2 要配慮者及びボランティアに関する調査研究 3 都市の防災化に関する調査研究 4 地域別出火危険度及び延焼防止に関する調査研究 5 地域別危険箇所等防災マップの作成 <u>6 防災事業の推進や円滑な災害復旧に資するための地籍調査</u>	対策の追加
80	1	第3編 東海地震に関する事前対策 第2章 情報の収集及び伝達 1 地震予知情報等の収集及び伝達 (1) 東海地震に関連する情報(東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報(臨時))	第3編 東海地震に関する事前対策 第2章 情報の収集及び伝達 1 地震予知情報等の収集及び伝達 (1) 東海地震に関連する情報(東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報(臨時))	表記の整理

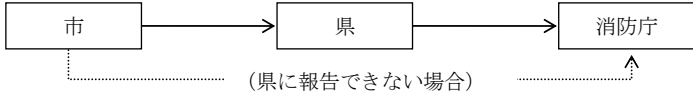
頁	行	修 正 前			修 正 後			備 考																																																		
		<table><tr><th>種類</th><th>内容等</th><th>防災対応</th></tr><tr><td>東海地震予知情報 カラーラベル赤</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>東海地震注意情報 カラーラベル黄</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>東海地震に関連する調査情報 カラーラベル緑</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	種類	内容等	防災対応	東海地震予知情報 カラーラベル赤	(略)	(略)	東海地震注意情報 カラーラベル黄	(略)	(略)	東海地震に関連する調査情報 カラーラベル緑	(略)	(略)			<table><tr><th>種類</th><th>内容等</th><th>防災対応</th></tr><tr><td>東海地震予知情報 カラーレベル赤</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>東海地震注意情報 カラーレベル黄</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>東海地震に関連する調査情報 カラーレベル緑</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	種類	内容等	防災対応	東海地震予知情報 カラーレベル赤	(略)	(略)	東海地震注意情報 カラーレベル黄	(略)	(略)	東海地震に関連する調査情報 カラーレベル緑	(略)	(略)																													
種類	内容等	防災対応																																																								
東海地震予知情報 カラーラベル赤	(略)	(略)																																																								
東海地震注意情報 カラーラベル黄	(略)	(略)																																																								
東海地震に関連する調査情報 カラーラベル緑	(略)	(略)																																																								
種類	内容等	防災対応																																																								
東海地震予知情報 カラーレベル赤	(略)	(略)																																																								
東海地震注意情報 カラーレベル黄	(略)	(略)																																																								
東海地震に関連する調査情報 カラーレベル緑	(略)	(略)																																																								
85	1	3 警戒宣言発令後の地震防災応急対策の実施状況等に関する情報の収集及び伝達 (2) 報告事項・時期 (別記様式2)《避難・地震防災応急対策の実施状況報告書》 <table><tr><td rowspan="8">地震 防 災 応 急 対 策</td><td>③</td><td>地震予知情報の伝達、避難勧告・指示</td><td></td></tr><tr><td>④</td><td>消防、水防その他応急措置</td><td></td></tr><tr><td>⑤</td><td>応急の救護を要すると認められる者の救護、保護</td><td></td></tr><tr><td>⑥</td><td>施設・設備の整備及び点検</td><td></td></tr><tr><td>⑦</td><td>犯罪の予防、交通規制、その他社会秩序の維持</td><td></td></tr><tr><td>⑧</td><td>緊急輸送の確保</td><td></td></tr><tr><td>⑨</td><td>食料・医薬品等の確保、清掃・防疫の体制整備</td><td></td></tr><tr><td>⑩</td><td>その他災害の発生防止・軽減を図るための措置</td><td></td></tr></table>			地震 防 災 応 急 対 策	③	地震予知情報の伝達、避難勧告・指示		④	消防、水防その他応急措置		⑤	応急の救護を要すると認められる者の救護、保護		⑥	施設・設備の整備及び点検		⑦	犯罪の予防、交通規制、その他社会秩序の維持		⑧	緊急輸送の確保		⑨	食料・医薬品等の確保、清掃・防疫の体制整備		⑩	その他災害の発生防止・軽減を図るための措置		3 警戒宣言発令後の地震防災応急対策の実施状況等に関する情報の収集及び伝達 (2) 報告事項・時期 (別記様式2)《避難・地震防災応急対策の実施状況報告書》 <table><tr><td rowspan="8">地震 防 災 応 急 対 策</td><td>③</td><td>東海地震予知情報の伝達、避難勧告・指示</td><td></td></tr><tr><td>④</td><td>消防、水防その他応急措置</td><td></td></tr><tr><td>⑤</td><td>応急の救護を要すると認められる者の救護、保護</td><td></td></tr><tr><td>⑥</td><td>施設・設備の整備及び点検</td><td></td></tr><tr><td>⑦</td><td>犯罪の予防、交通規制、その他社会秩序の維持</td><td></td></tr><tr><td>⑧</td><td>緊急輸送の確保</td><td></td></tr><tr><td>⑨</td><td>食料・医薬品等の確保、清掃・防疫の体制整備</td><td></td></tr><tr><td>⑩</td><td>その他災害の発生防止・軽減を図るための措置</td><td></td></tr></table>			地震 防 災 応 急 対 策	③	東海地震予知情報の伝達、避難勧告・指示		④	消防、水防その他応急措置		⑤	応急の救護を要すると認められる者の救護、保護		⑥	施設・設備の整備及び点検		⑦	犯罪の予防、交通規制、その他社会秩序の維持		⑧	緊急輸送の確保		⑨	食料・医薬品等の確保、清掃・防疫の体制整備		⑩	その他災害の発生防止・軽減を図るための措置		表記の整理
地震 防 災 応 急 対 策	③	地震予知情報の伝達、避難勧告・指示																																																								
	④	消防、水防その他応急措置																																																								
	⑤	応急の救護を要すると認められる者の救護、保護																																																								
	⑥	施設・設備の整備及び点検																																																								
	⑦	犯罪の予防、交通規制、その他社会秩序の維持																																																								
	⑧	緊急輸送の確保																																																								
	⑨	食料・医薬品等の確保、清掃・防疫の体制整備																																																								
	⑩	その他災害の発生防止・軽減を図るための措置																																																								
地震 防 災 応 急 対 策	③	東海地震予知情報の伝達、避難勧告・指示																																																								
	④	消防、水防その他応急措置																																																								
	⑤	応急の救護を要すると認められる者の救護、保護																																																								
	⑥	施設・設備の整備及び点検																																																								
	⑦	犯罪の予防、交通規制、その他社会秩序の維持																																																								
	⑧	緊急輸送の確保																																																								
	⑨	食料・医薬品等の確保、清掃・防疫の体制整備																																																								
	⑩	その他災害の発生防止・軽減を図るための措置																																																								
91	11	第3章 発災に備えた直前対策 4 都市施設の対策 (6) 下水道 (略) ア (略) イ 発災後の応急復旧に備えて資機材の点検及び確保及び要員の確保に努める。			第3章 発災に備えた直前対策 4 都市施設の対策 (6) 下水道 (略) ア (略) イ 所用人員の配備、発災後の応急復旧に備えた資機材の点検及び確保等に努める。			表記の整理																																																		
91	18	(7) 電力 (略)			(7) 電力 (略)			表記の整理																																																		

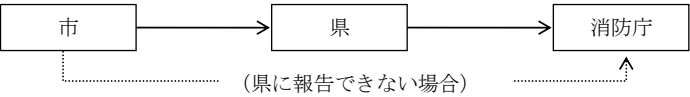
頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		ア～オ （略） カ ラジオ、テレビ等の報道機関及びホームページを通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。	ア～オ （略） カ ラジオ、テレビ等の報道機関及びWeb サイトを通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。	
93	21	5 医療対策 (2) 受入体制の確保 市民病院等をはじめとする <u>後方医療支援病院</u> は、受入体制を確保する。	5 医療対策 (2) 受入体制の確保 市民病院をはじめとする <u>救急病院等</u> は、受入体制を確保する。	表記の整理
101	5	第4編 災害応急対策計画 第1章 応急活動組織 3 災害対策本部 災 害 対 策 本 部 組 織 図 	第4編 災害応急対策計画 第1章 応急活動組織 3 災害対策本部 災 害 対 策 本 部 組 織 図 	体制の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																				
105	1	6 配備態勢等 (2) 配備の報告 ウ 第2次非常配備態勢 (イ) 支援本部の本部長は、支援本部及び圏域内施設の状況を動員部に報告する。	6 配備態勢等 (2) 配備の報告 ウ 第2次非常配備態勢 (イ) 支援本部の部長は、支援本部及び圏域内施設の状況を動員部に報告する。	表記の整理																				
108	1	第2節 広域応援等の要請及び受入れ 3 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第67条） (1) 旧尾張北部広域行政圏を構成する市町及び連絡担当部局 <table border="1"> <tr> <th>市町名</th><th>担当部課名</th><th>住所</th><th>連絡先</th><th>電話 FAX</th></tr> <tr> <td>犬山市</td><td>生活環境部 防災安全課</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	市町名	担当部課名	住所	連絡先	電話 FAX	犬山市	生活環境部 防災安全課	(略)	(略)	(略)	第2節 広域応援等の要請及び受入れ 3 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第67条） (1) 旧尾張北部広域行政圏を構成する市町及び連絡担当部局 <table border="1"> <tr> <th>市町名</th><th>担当部課名</th><th>住所</th><th>連絡先</th><th>電話 FAX</th></tr> <tr> <td>犬山市</td><td>市民部 地域安全課</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	市町名	担当部課名	住所	連絡先	電話 FAX	犬山市	市民部 地域安全課	(略)	(略)	(略)	担当部課名の変更
市町名	担当部課名	住所	連絡先	電話 FAX																				
犬山市	生活環境部 防災安全課	(略)	(略)	(略)																				
市町名	担当部課名	住所	連絡先	電話 FAX																				
犬山市	市民部 地域安全課	(略)	(略)	(略)																				
110	12	6 (略) (追加)	6 (略) 7 南海トラフ地震の発生時における広域受援 <u>南海トラフ地震の発生時においては、国が、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づき、あらかじめ定められた拠点等に対し、応援部隊等を派遣するとともに、物資の輸送等を行うこととなっている。</u> <u>市は、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に基づき、国が実施する災害応急対策活動に対し、緊急輸送ルートの確保、救助・救急、消火活動、災害医療活動、物資調達、燃料供給等の広域的な受援活動を実施するものとする。</u>	対策の追加																				
113	16	第4節 ボランティアとの連携 1 災害救援ボランティアセンターの設置 (1) 大規模な災害が発生した場合、ボランティアとの連携及び被災地住民の速やかな自立・復興の支援を行うため市社会福祉協議会と連携し、必要に応じて災害救援ボランティアセンター及び地域災害救援ボランティアセンターを設置する。また、災害救援ボランティアセンターは、防災拠点の <u>地域災害救援</u> ボランティアセンターと連携し、ボランティアの受入体制を整備し、その配置等についての調整を行う。	第4節 ボランティアとの連携 1 災害救援ボランティアセンターの設置 (1) 大規模な災害が発生した場合、ボランティアとの連携及び被災地住民の速やかな自立・復興の支援を行うため市社会福祉協議会と連携し、必要に応じて災害救援ボランティアセンター及び <u>災害救援地域</u> ボランティアセンターを設置する。また、災害救援ボランティアセンターは、防災拠点の <u>災害救援地域</u> ボランティアセンターと連携し、ボランティアの受入体制を整備し、その配置等についての調整を行う。	表記の整理																				

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
113	22	(2) ボランティア活動を行うため、対策本部・防災拠点等に 必要なスペース、机、椅子及び電話等資機材を確保する。	(2) ボランティア活動を行うため、防災拠点等に必要なス ペース、机、椅子及び電話等資機材を確保する。	対策の整理
113	29	(5) 災害救援ボランティアセンター及び <u>地域災害</u> ボラン ティアセンターにおいては、正確な住民ニーズの把握に努める。	(5) 災害救援ボランティアセンター及び <u>災害救援地域</u> ボ ランティアセンターにおいては、正確な住民ニーズの把握に努 める。	表記の整理
114	5	2 ボランティアコーディネーター (2) ボランティア部は、災害救援ボランティアセンター及び <u>地域災害救援</u> ボランティアセンターのボランティアコー ディネーターと連携し、ライフラインの復旧、仮設住宅への 入居状況等を判断し、適当な時期以降は地域の自主的な活 動へ移行ができるよう努める。	2 ボランティアコーディネーター (2) ボランティア部は、災害救援ボランティアセンター及び <u>災害救援地域</u> ボランティアセンターのボランティアコー ディネーターと連携し、ライフラインの復旧、仮設住宅へ の入居状況等を判断し、適当な時期以降は地域の自主的な 活動へ移行ができるよう努める。	表記の整理
115	3	第2章 情報の収集及び伝達 第1節 通信連絡体制 (追加) 災害時の情報及び災害応急対策に必要な指示、命令、報告等 を迅速かつ的確に行うため、 <u>通信連絡体制を最優先に確保する。</u>	第2章 情報の収集及び伝達 第1節 通信連絡体制 <u>発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するととも に、正確な情報収集に努め、県及び関係機関と相互に連携して 災害応急対策が実施できるよう、災害に関する情報の共有に努 める。</u> 災害時の情報及び災害応急対策に必要な指示、命令、報告等 を迅速かつ的確に行うため、 <u>重要通信の疎通を確保するととも に、効果的な通信の運用を図るため、有線・無線の通常の通信 手段を利用するほか、携帯電話等の電話・電報施設の優先利用、 放送事業者への放送の依頼等を行う。</u>	対策の追加
119	10	第3節 被害情報の収集及び伝達 市長は、 <u>異常現象及び被害状況、災害応急対策等の災害に関 する情報の収集に努め、遅滞なく県及び関係機関に通報するも のとする。</u> (追加)	第3節 被害情報の収集及び伝達 市長は、 <u>人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物 の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集する。特に 災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害 の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定す るための関連情報の収集にあたる。</u> なお、収集に当たっては119番通報に係る状況等の情報を積 極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による 被害規模の把握を行う。 <u>また、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及 び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、</u>	対策の追加

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		この場合において、市長は被害の発生地域、避難指示等の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。	<u>応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。</u> この場合において、市長は被害の発生地域、避難指示等の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。	
119	17	1 情報の収集及び伝達 (1) 連絡系統 ア (略) イ (略)  ウ 県は、必要に応じ市に職員を派遣し、市被災状況等の情報収集に努め、派遣された職員は、逐次県へ連絡するものとする。 (追加)	1 情報の収集及び伝達 (1) 連絡系統 ア (略) イ (略)  ウ 県は、必要に応じ市に職員を派遣し、市被災状況等の情報収集に努め、派遣された職員は、逐次県へ連絡するものとする。 また、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。	対策の整理 対策の追加
125	25	5 <u>重要な災害情報の収集及び伝達</u> (1) <u>市は、即報要領に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30分以内で可能な限り早</u>	5 <u>火災・災害即報要領に基づく報告</u> (1) <u>関係機関は、火災・災害即報要領（昭和59年10月15日消防防災第267号。以下「即報要領」という。）に定める即報基</u>	表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		く、わかる範囲内で、様式1により第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。 <u>おって、消防機関への119番通報が殺到した場合については、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。</u> (2) (略)	準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、様式1により第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。 (2) (略)	
125	33	(3) 一定規模以上の災害を覚知したときは、第一報を直接消防庁に対しても原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲内で、報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。 (追加)	(3) 一定規模以上の災害（即報要領「第3直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を直接消防庁に対しても原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲内で、報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。 (4) <u>消防機関への119番通報が殺到した場合については、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。</u>	対策の整理 表記の整理
126	2	(4) 災害応急対策完了後15日以内に文書により県に確定報告を行う。 <u>県及び消防庁への連絡先（昼夜兼用）</u>  <pre>graph LR A[市] --> B[県] B --> C[消防庁] A -.-> B subgraph Note NoteText["(県に報告できない場合)"] end NoteText -.-> A NoteText -.-> B</pre>	(5) 災害応急対策完了後15日以内に文書により県に確定報告を行う。 (削除) ※本節 6 (2) へ記載	構成の整理
127	12	(5) <u>市及び県は、被災した市民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該市民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。</u>	(削除) ※本節 6 (3) へ記載	対策の整理
127	15	(追加)	6 重要な災害情報の収集伝達 (1) <u>国に対する逐次の情報伝達</u> 関係機関は、自己の所管する事項について、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を、逐次、電話等により県又は国（内閣総理大臣）に対して速やかに伝達を行う。 (2) 災害の規模の把握のために必要な情報	対策の追加

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
			市、県、指定公共機関の代表又は指定行政機関の長は、<u>非常災害であると認められるときは、災害の規模の把握のために必要な情報の収集に特に留意する。</u> 県及び消防庁への連絡先（昼夜兼用）  (3) 安否情報 市、県は、被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、<u>安否情報の収集に努める。</u> ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、<u>実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。</u>	構成の整理
127	15	<u>6</u> 被災者台帳の作成 (略)	<u>7</u> 被災者台帳の作成 (略)	表記の整理
127	20	<u>7</u> 災害記録の資料収集 (略)	<u>8</u> 災害記録の資料収集 (略)	表記の整理
129	14	第4節 市民への広報及び相談窓口 4 広報の手段 (1) (略) (2) (略) (3) 多様な情報伝達手段の活用 <u>各防災関係機関は、臨時広報紙等の配布、掲示板やホームページ、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。</u>	第4節 市民への広報及び相談窓口 4 広報の手段 (1) (略) (2) (略) (3) 多様な情報伝達手段の活用 <u>臨時広報紙等の配布、掲示板やWebサイト、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。</u>	表記の整理
130	3	第3章 消防・救助活動 第1節 消防活動 地震災害が発生した場合、消防公安部は、市民の生命及び財	第3章 消防・救助活動 第1節 消防活動 地震災害時における消防・救助活動の目的は、消火・救出・	対策の整理

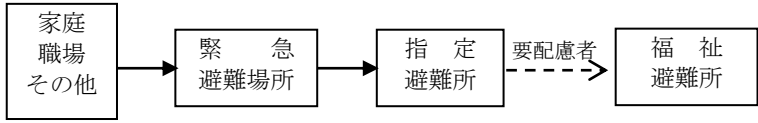
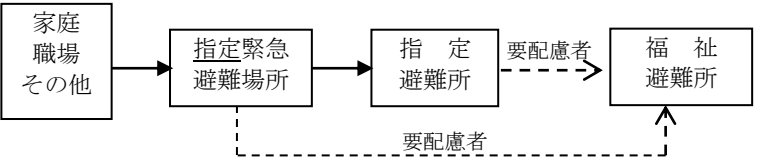
頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		産を保護するとともに被害の軽減を図るため、的確な災害情報に基づき迅速に活動体制を確立し、保有する施設、人員を最大限に活用した消防活動を行う。	救命及び避難路の確保にあることから、各参集段階における限られた消防職員及び団員により、一定の優先順位に基づいた消防部隊を編成して、効果的な活動を展開することを活動の基本指針とする。また、市民の生命及び財産を保護するとともに、被害の軽減を図るため、的確な災害情報に基づき、迅速に活動体制を確保し、保有する施設、人員を最大限に活用した消防活動を行う。	
131	1	2 消防活動 (1) 防御方針 ア (略) イ (略) ウ 火災が随所に発生し、消防隊個々の防御では効果を取 め得ないときは、部隊を集中して人命の確保と最重要地 域の確保・防御に当たる。 エ 火災が著しく多発し、市民の生命に危険を及ぼすこと が予想されるときは、全力を尽くして避難者の安全確 保・防御に当たる。 オ～ク (略)	2 消防活動 (1) 防御方針 ア (略) イ (略) ウ 火災が随所に発生し、消防隊個々の防御では効果を取 め得ないときは、部隊を集中して人命の確保と最重要地 域の確保のための防御に当たる。 エ 火災が著しく多発し、市民の生命に危険を及ぼすこと が予想されるときは、全力を尽くして避難者の安全確保 のための防御に当たる。 オ～ク (略)	表記の整理
131	18	(2) 重要対象物の指定 消防長は、防災拠点、指定避難所、物資供給拠点等の災 害対策の中核となる施設及び病院、社会福祉施設等を地震 時における重要対象物として指定する。	(2) 重要対象物の指定 消防長は、防災拠点、補完施設、指定避難所、物資供給 拠点等の災害対策の中核となる施設及び病院、社会福祉施 設等を地震時における重要対象物として指定する。	表記の整理
131	26	(4) 避難場所、避難路 避難場所は、指定避難所とするが、地域の住民が一時的 に集まる緊急的な避難場所についても熟知しておく。また、 避難場所に通ずる幹線通学道路を避難路とし、防御の地点 は、河川に面した所は橋梁付近、その他の地点については、 避難上特に混乱が予想される地点とする。	(4) 避難場所、避難路 避難場所は、指定緊急避難場所とするが、地域の住民が一 時的に集まる緊急的な避難場所についても熟知しておく。 また、避難場所に通ずる幹線通学道路を避難路とし、 防御の地点は、河川に面した所は橋梁付近、その他の地点 については、避難上特に混乱が予想される地点とする。	表記の整理
133	3	3 危険物施設等応急対策 (1) 消防公安部及び関係機関 (略)	3 危険物施設等応急対策 (1) 消防公安部及び関係機関の対応 (略)	表記の整理
133	10	(2) 施設の管理責任者 (略)	(2) 施設管理責任者の責務 (略)	表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
135	5	第2節 救助活動 1 (略) 2 (略) (追加)	第2節 救助活動 1 (略) 2 (略) 3 惨事ストレス対策 <u>ア 搜索、救助・救急又は消火活動を実施する各部は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。</u> <u>イ 消防公安部は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。</u>	対策の追加
135	13	第3節 広域応援の要請 2 知事への応援要請 (1) 市の全域に及ぶ災害等で必要なときは、災対法第72条(都道府県知事の指示)の規定による知事の指示権の発動を要請し、防災活動及び応急業務の人的確保に努める。	第3節 広域応援の要請 2 知事への応援要請 (1) 市の全域に及ぶ災害等で必要なときは、 <u>消防組織法(昭和22年法律第226号)第43条(非常事態における都道府県知事の指示)</u> 、災対法第72条(都道府県知事の指示)の規定による知事の指示権の発動を要請し、防災活動及び応急業務の人的確保に努める。	関連法の追加
136	1	3 緊急消防援助隊等 県は、県内における大規模災害の発生に際して <u>消防庁長官</u> に対し、人命救助活動等に当たる他の都道府県で編成している緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行う。 (略) 消防公安部は、「春日井市緊急消防援助隊受援計画」による的確な受け入れ体制を早期に確立するものとする。 (略)	3 緊急消防援助隊等 県は、 <u>消防庁長官</u> に対し、県内における大規模災害の発生に際して、人命救助活動等に当たる他の都道府県で編成している緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行う。 (略) 消防公安部は、「春日井市緊急消防援助隊受援計画」による的確な受け入れ体制を早期に確立し、体制を整えるものとする。 (略)	表記の整理
136	20	4 応援消防隊の受入れ (2) 応援消防隊の現場への出動に <u>当たっては</u> 、必要に応じて先導する。	4 応援消防隊の受入れ (2) 応援消防隊の現場への出動に <u>ついては</u> 、必要に応じて先導する。	表記の整理
136	21	(3) 応援消防隊の <u>宿舎等</u> は、消防公安部が確保する。なお、必要に応じて県に協力を要請する。	(3) 応援消防隊の <u>活動拠点</u> は、消防公安部が確保する。なお、必要に応じて県に協力を要請する。	表記の整理
136	23	5 他の消防機関からの応援要請に基づく出動 (略) 消防相互応援に関する協定	5 他の消防機関からの応援要請に基づく出動 (略) 消防相互応援に関する協定	地域防災計画(様式・資料集)との

頁	行	修 正 前				修 正 後				備 考
				協定名称	協定機関			協定名称	協定機関	整合
		1	愛知県内広域消防相互応援協定 (資料5－1)		(略)	1	愛知県内広域消防相互応援協定 (資料5－33)		(略)	
		2	消防相互応援協定 (資料5－2)		(略)	2	消防相互応援協定 (資料5－34)		(略)	
		3	愛知県下高速道路における消防相互応援協定 (資料5－3)		(略)	3	愛知県下高速道路における消防相互応援協定		(略)	
		4	愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定 (資料5－4)		(略)	4	愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定 (資料5－35)		(略)	
137	18	6 災害緊急事態 内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、市内が関係地域の全部又は一部となった場合、市、県をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、市の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。				6 災害緊急事態 内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、市内が関係地域の全部又は一部となったときは、市、県を始めとする防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、市の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。				表記の整理
137	25	第4節 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備 大規模な災害が発生し、国、他の地方自治体、団体等からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊、警察及び消防を始めとする広域応援部隊等の人員、資機材、物資の集結及び集積に必要となる防災活動拠点及び受援体制について、関係機関と調整の上、確保及び整備に努めるものとする。 また、県内の他の市町村への対応が必要となる場合の防災活動拠点としての活用も図る。				第4節 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備 1 大規模な災害が発生した場合、円滑に、国、他の地方自治体、団体等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊、警察及び消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材、物資の集結及び集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有について、関係機関と調整の上、努めるものとする。 また、市又は県が応援活動を行う場合の防災活動拠点としての活用も図る。				表記の整理 <

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																																																
		(追加)	<u>2 災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。</u> <u>また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）や緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。</u>	対策の追加																																																
139	4	第4章 救援及び救護 第1節 避難 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立ち退きを指示する。 (略)	第4章 救援及び救護 第1節 避難 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立ち退き等を指示又は勧告する。 <u>なお、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備情報の提供に努める。</u> (略)	対策の追加																																																
139	10	1 避難の勧告又は指示 (1) 実施責任者・区分等 <table><tr><td>実施責任者</td><td>区分</td><td>災害の種類</td><td>根拠法</td></tr><tr><td>市長</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>警察官</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>自衛官</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>知事又はその命を受けた職員</td><td>(略)</td><td>洪水 地すべり</td><td>(略)</td></tr><tr><td>水防管理者（市長）</td><td>(略)</td><td>洪水</td><td>(略)</td></tr></table> (注) (略)	実施責任者	区分	災害の種類	根拠法	市長	(略)	(略)	(略)	警察官	(略)	(略)	(略)	自衛官	(略)	(略)	(略)	知事又はその命を受けた職員	(略)	洪水 地すべり	(略)	水防管理者（市長）	(略)	洪水	(略)	1 避難のための準備情報・勧告・指示 (1) 実施責任者・区分等 <table><tr><td>実施責任者</td><td>区分</td><td>災害の種類</td><td>根拠法</td></tr><tr><td>市長</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>警察官</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>自衛官</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>知事又はその命を受けた職員</td><td>(略)</td><td>洪水、<u>雨水出水</u> 地すべり</td><td>(略)</td></tr><tr><td>水防管理者（市長）</td><td>(略)</td><td>洪水、<u>雨水出水</u></td><td>(略)</td></tr></table> (注) (略)	実施責任者	区分	災害の種類	根拠法	市長	(略)	(略)	(略)	警察官	(略)	(略)	(略)	自衛官	(略)	(略)	(略)	知事又はその命を受けた職員	(略)	洪水、 <u>雨水出水</u> 地すべり	(略)	水防管理者（市長）	(略)	洪水、 <u>雨水出水</u>	(略)	表記の整理 対策の整理
実施責任者	区分	災害の種類	根拠法																																																	
市長	(略)	(略)	(略)																																																	
警察官	(略)	(略)	(略)																																																	
自衛官	(略)	(略)	(略)																																																	
知事又はその命を受けた職員	(略)	洪水 地すべり	(略)																																																	
水防管理者（市長）	(略)	洪水	(略)																																																	
実施責任者	区分	災害の種類	根拠法																																																	
市長	(略)	(略)	(略)																																																	
警察官	(略)	(略)	(略)																																																	
自衛官	(略)	(略)	(略)																																																	
知事又はその命を受けた職員	(略)	洪水、 <u>雨水出水</u> 地すべり	(略)																																																	
水防管理者（市長）	(略)	洪水、 <u>雨水出水</u>	(略)																																																	
139	25	(2) 避難準備（要配慮者避難）情報 <table><tr><td>区分</td><td>基準及び方法</td></tr><tr><td>条件</td><td>(略)</td></tr><tr><td>趣旨</td><td>危険予想地域の市民に事態の周知を図り、避難するための準備情報を伝達する。要配慮者については、避難行動開始を求める。</td></tr></table>	区分	基準及び方法	条件	(略)	趣旨	危険予想地域の市民に事態の周知を図り、避難するための準備情報を伝達する。要配慮者については、避難行動開始を求める。	(2) 避難準備（要配慮者避難）情報 <table><tr><td>区分</td><td>基準及び方法</td></tr><tr><td>条件</td><td>(略)</td></tr><tr><td>趣旨</td><td>危険予想地域の市民に事態の周知を図り、避難するための準備情報を伝達する。要配慮者については、避難行動開始を求める。</td></tr></table>	区分	基準及び方法	条件	(略)	趣旨	危険予想地域の市民に事態の周知を図り、避難するための準備情報を伝達する。要配慮者については、避難行動開始を求める。	対策の整理 表記の整理																																				
区分	基準及び方法																																																			
条件	(略)																																																			
趣旨	危険予想地域の市民に事態の周知を図り、避難するための準備情報を伝達する。要配慮者については、避難行動開始を求める。																																																			
区分	基準及び方法																																																			
条件	(略)																																																			
趣旨	危険予想地域の市民に事態の周知を図り、避難するための準備情報を伝達する。要配慮者については、避難行動開始を求める。																																																			

頁	行	修 正 前		修 正 後		備 考
			<u>なお、周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保に関する措置を指示することができる。</u>		(削除) ※本節 1 (5) に記載	
		伝達内容	(略)	伝達内容	(略)	
		伝達方法	広報車の巡回や市ホームページ、自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達によるほか、テレビ・ラジオ放送局に協力を依頼し伝達する。	伝達方法	広報車の巡回や市Webサイト、自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達によるほか、テレビ・ラジオ放送局に協力を依頼し伝達する。	
140	4	(3) 避難勧告		(3) 避難勧告		表記の整理
		区分	基準及び方法	区分	基準及び方法	
		条件	(略)	条件	(略)	
		伝達内容	(略)	伝達内容	(略)	
		伝達方法	広報車の巡回や市ホームページ、自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達によるほか、テレビ・ラジオ放送局に協力を依頼し伝達する。	伝達方法	広報車の巡回や市Webサイト、自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達によるほか、テレビ・ラジオ放送局に協力を依頼し伝達する。	
140	12	(4) 避難指示		(4) 避難指示		表記の整理
		区分	基準及び方法	区分	基準及び方法	
		条件	(略)	条件	(略)	
		伝達内容	(略)	伝達内容	(略)	
		伝達方法	広報車の巡回や市ホームページ、自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達によるほか、テレビ・ラジオ放送局に協力を依頼し伝達する。	伝達方法	広報車の巡回や市Webサイト、自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達によるほか、テレビ・ラジオ放送局に協力を依頼し伝達する。	
		(追加)		(5) 屋内避難		対策の整理
				<u>周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保に関する措置を指示することができる。</u>		
140	21	(5) 勧告又は指示の発令 避難準備(要配慮者避難)情報、避難勧告又は避難指示の発令は、対策本部部長会議で決定する。		(6) 勧告又は指示の発令 避難準備(要配慮者避難)情報、避難勧告又は避難指示の発令は、対策本部部長会議で決定する。 <u>なお、避難準備情報や避難指示を行うにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。</u>		対策の追加
140	24	(6) 知事への助言の要求 市長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、名古屋地方気象台、		(7) 知事等への助言の要求 市長は、避難のための立退きを勧告・指示し、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合、若しくは避難勧告又は指示の解除を行う場合において必要が		

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		中部地方整備局又は知事に対し助言を求めることができる。	あると認めるときは、名古屋地方気象台、中部地方整備局又は知事に対し助言を求めることができる。 <u>そのため、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</u>	
140	29	(7) (略) (8) (略)	(8) (略) (9) (略)	表記の整理
141	8	(9) 広域一時滞在に係る協議 災害が発生し、被災した住民の市域を越えての避難が必要となる場合は、 <u>その受入れについて、避難先市町村と協議し、又は避難先都道府県との協議を県に要求する。</u>	(10) 広域一時滞在に係る協議 災害が発生し、被災した住民の市域を越えての避難が必要となる場合は、 <u>県内市町村への受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受け入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。</u>	対策の整理
141	15	2 避難誘導 (略) (1) 避難に当たっては、自主防災組織等の協力を得て、地域ごとでの集団避難を行うものとし、一時的に公園等の緊急避難場所等に集合させた後、避難所（指定避難所・ <u>広域避難場所</u> ）に誘導する。 (2) ～ (4) (略) 避 難 の 方 法 	2 避難誘導 (略) (1) 避難に当たっては、自主防災組織等の協力を得て、地域ごとでの集団避難を行うものとし、一時的に公園等の <u>指定緊急避難場所</u> 等に集合させた後、避難所（指定避難所 <u>及び福祉避難所</u> ）に誘導する。 (2) ～ (4) (略) 避 難 の 方 法 	表記の整理 対策の整理
142	18	4 避難所の開設 (1) 避難所 ア (略) イ <u>防災拠点</u> 支援本部は、高齢者等の要配慮者を避難させるため、防災拠点に避難所を開設する。	4 避難所の開設 (1) <u>指定避難所等</u> ア (略) イ <u>福祉避難所</u> 支援本部は、高齢者等の要配慮者を避難させるため、防災拠点に <u>福祉避難所</u> を開設する。 <u>なお、人員の参集状</u>	対策の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																														
			<u>況に合わせ、福祉避難所機能を有する補完施設の開設を検討する。</u> なお、開設後は、速やかに対策本部へ開設報告をする。																															
142	25	(2) 開設の時期 ア (略) イ (略) ウ 災害発生のおそれがあり、 <u>災害発生のおそれがあり、</u> 災害対策本部の部長会議において、避難勧告等の発令が決定されたとき。 エ (略) オ (略)	(2) 開設の時期 ア (略) イ (略) ウ 災害発生のおそれがあり、災害対策本部の部長会議において、避難勧告等の発令が決定されたとき。 エ (略) オ (略)	表記の整理																														
145	11	第2節 給水 2 給水量 (略) 目 標 給 水 量 <table><tr><th>経過日数</th><th>1人1日当たり給水量</th><th>市民の運搬距離</th></tr><tr><td>～ 3日</td><td>3ℓ</td><td>(略)</td></tr><tr><td>4日 ～ 10日</td><td>20ℓ</td><td>(略)</td></tr><tr><td>11日 ～ 21日</td><td>100ℓ</td><td>(略)</td></tr><tr><td>22日 ～ 28日</td><td><u>250ℓ</u></td><td>(略)</td></tr></table>	経過日数	1人1日当たり給水量	市民の運搬距離	～ 3日	3ℓ	(略)	4日 ～ 10日	20ℓ	(略)	11日 ～ 21日	100ℓ	(略)	22日 ～ 28日	<u>250ℓ</u>	(略)	第2節 給水 2 給水量 (略) 目 標 給 水 量 <table><tr><th>経過日数</th><th>1人1日当たり給水量</th><th>市民の運搬距離</th></tr><tr><td>～ 3日</td><td>3ℓ</td><td>(略)</td></tr><tr><td>4日 ～ 10日</td><td>20ℓ</td><td>(略)</td></tr><tr><td>11日 ～ 21日</td><td>100ℓ</td><td>(略)</td></tr><tr><td>22日 ～ 28日</td><td><u>被災前給水量(約250ℓ)</u></td><td>(略)</td></tr></table>	経過日数	1人1日当たり給水量	市民の運搬距離	～ 3日	3ℓ	(略)	4日 ～ 10日	20ℓ	(略)	11日 ～ 21日	100ℓ	(略)	22日 ～ 28日	<u>被災前給水量(約250ℓ)</u>	(略)	表記の整理
経過日数	1人1日当たり給水量	市民の運搬距離																																
～ 3日	3ℓ	(略)																																
4日 ～ 10日	20ℓ	(略)																																
11日 ～ 21日	100ℓ	(略)																																
22日 ～ 28日	<u>250ℓ</u>	(略)																																
経過日数	1人1日当たり給水量	市民の運搬距離																																
～ 3日	3ℓ	(略)																																
4日 ～ 10日	20ℓ	(略)																																
11日 ～ 21日	100ℓ	(略)																																
22日 ～ 28日	<u>被災前給水量(約250ℓ)</u>	(略)																																
146	4	5 広域応援の受入れ (略) 資料 「様式・資料集」 水道災害相互応援に関する覚書 (資料5－ <u>26</u>) 水道事故等による相互応援協定 (資料5－ <u>11</u>) 災害時等の緊急応援給水に関する覚書(資料5－ <u>12</u>) 災害時における飲料水の供給に関する協定 (資料5－ <u>13</u>) 災害時における物資調達に関する協定 (資料5－ <u>14</u>)	5 広域応援の受入れ (略) 資料 「様式・資料集」 水道災害相互応援に関する覚書 (資料5－ <u>29</u>) 水道事故等による相互応援協定 (資料5－ <u>30</u>) 災害時等の緊急応援給水に関する覚書(資料5－ <u>31</u>) 災害時における飲料水の供給に関する協定 (資料5－ <u>32</u>) 災害時における物資調達に関する協定 (資料5－ <u>43～47</u>)	地域防災計画(様式・資料集)との整合																														

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
146	19	第3節 食糧 1 食糧の供給 (2) 調達及び搬送 ア 備蓄食糧 指定避難所及び防災拠点で備蓄する食糧は、必要に応じて他の避難所等との融通を図る。 イ (略) ウ 救援食糧 (ア) 市において食糧の調達が困難なときは、県その他の地方自治体及び団体に要請する。 (イ) (略) (ウ) (略)	第3節 食糧 1 食糧の供給 (2) 調達及び搬送 ア 備蓄食糧 指定避難所及び福祉避難所で備蓄する食糧は、必要に応じて他の避難所等との融通を図る。 イ (略) ウ 救援食糧 (ア) 市において食糧の調達が困難なときは、県その他の地方自治体及び団体に要請する。 なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。 (イ) (略) (ウ) (略)	体制の整理 <

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		資料 「様式・資料集」 食品及び備蓄物資（資料３－２） 災害時における物資調達に関する協定（資料５－ <u>40～44</u> ） 災害時における支援協力に関する協定（資料５－ <u>50、51、53</u> ） 愛知県応急用米穀取扱要領（資料６－５） 物品受払簿（第17号様式）	資料 「様式・資料集」 食品及び備蓄物資（資料３－２） 災害時における物資調達に関する協定（資料５－ <u>43～47</u> ） 災害時における支援協力に関する協定（資料５－ <u>53、54、56、60</u> ） 愛知県応急用米穀取扱要領（資料６－５） 物品受払簿（第17号様式）	地域防災計画（様式・資料集）との整合
149	14	第４節 生活必需品 ２ 調達及び搬送 （１） 備蓄品 指定避難所及び防災拠点で備蓄する生活必需品は、必要に応じて他の避難所等との融通を図る。	第４節 生活必需品 ２ 調達及び搬送 （１） 備蓄品 指定避難所及び福祉避難所で備蓄する生活必需品は、必要に応じて他の避難所等との融通を図る。	体制の整理
149	23	（３） 救援物資 ア 市において生活必需品の調達が困難なときは、県その他の地方自治体及び団体に要請する。	（３） 救援物資 ア 市において生活必需品の調達が困難なときは、県その他の地方自治体及び団体に要請する。 <u>なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。</u>	対策の追加
150	11	３ 供給方法 （１） 生活必需品の供給は、原則として避難所及び防災拠点で実施する。	３ 供給方法 （１） 生活必需品の供給は、原則として <u>指定避難所</u> 及び防災拠点で実施する。	表記の整理
150	17	５ 物資の調達に関する協定 資料 「様式・資料集」 食品及び備蓄物資（資料３－２） 災害時における物資調達に関する協定（資料５－ <u>40～45、47</u> ） 災害時における支援協力に関する協定（資料５－ <u>50～54</u> ） 物品受払簿（第17号様式）	５ 物資の調達に関する協定 資料 「様式・資料集」 食品及び備蓄物資（資料３－２） 災害時における物資調達に関する協定（資料５－ <u>43～48、50</u> ） 災害時における支援協力に関する協定（資料５－ <u>53～56、60</u> ） 物品受払簿（第17号様式）	地域防災計画（様式・資料集）との整合
151	28	第５節 医療 １ 医療活動 （２） 応急医療活動	第５節 医療 １ 医療活動 （２） 応急医療活動	誤記の修正

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		イ 医療救護班及び歯科医療救護班は、救護所等で次の医療活動を行う。	イ 医療救護班及び歯科医療救護班は、救護所等で次の医療活動を行う。	
152	10	(4) 救護所の開設 災害直後は、防災拠点及び避難所に救護所を開設し、被災者の応急手当等を実施する。 (追加)	(4) 救護所の開設 災害直後は、防災拠点及び避難所に救護所を開設し、被災者の応急手当等を実施する。 <u>また、管内の避難所等における医療ニーズの把握に努めるものとする。</u>	対策の追加
152	13	(5) 地域災害医療対策会議への参画 地域災害医療対策会議に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。	(5) 地域災害医療対策会議への参画 <u>県が２次医療圏ごとに設置する</u> 地域災害医療対策会議に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。	表記の整理
152	23	2 広域医療活動の支援要請 (2) 市は、保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対してＤＰＡＴの派遣要請を行う。	2 広域医療活動の支援要請 (2) 保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対して <u>災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）</u> の派遣要請を行う。	表記の整理
154	2	5 被災者の健康管理 (3) 避難所の生活環境管理 (略)	5 被災者の健康管理 (3) 避難所の生活環境 <u>の</u> 管理 (略)	表記の整理
154	27	6 健康支援と心のケア 資料 「様式・資料集」 医療施設等（資料２－４） (追加) 災害医療救護に関する協定 (資料５－ <u>35</u>) 災害歯科医療救護に関する協定 (資料５－ <u>36</u>) 災害時における医薬品及び医療用品	6 健康支援と心のケア 資料 「様式・資料集」 医療施設等（資料２－４） <u>春日井市と一般社団法人春日井市薬剤師会との災害時医療用医薬品の備蓄体制整備における相互協力に関する覚書（資料５－18）</u> 災害医療救護に関する協定 (資料５－ <u>38</u>) 災害歯科医療救護に関する協定 (資料５－ <u>39</u>) 災害時における医薬品及び医療用品	地域防災計画（様式・資料集）との整合

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		の供給並びに薬剤師の派遣協力に関する協定（資料5－ <u>37</u> ）	の供給並びに薬剤師の派遣協力に関する協定（資料5－ <u>40</u> ）	
155	10	第6節 住宅の確保 1 被災地域の調査 災害のため住家に被害が生じた場合、<u>罹災証明書の交付</u>、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の<u>建設</u>、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。 (1) ～ (4) (略)	第6節 住宅の確保 1 被災地域の調査 災害のため住家に被害が生じた場合、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の<u>設置</u>、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。 (1) ～ (4) (略)	対策の整理
155	23	2 県（建設部）及び<u>市町村</u>における措置（追加） (1) 応援協力の要請 <u>市町村</u>は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。 県は、応急仮設住宅の設置に当たっては、協定締結団体に協力を要請する。 (2) 建設用地の確保 ア <u>市町村</u>は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として事前に予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定し、県へ報告する。 なお、企業等の民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。 イ 応急仮設住宅を迅速に供与するため、<u>各市町村</u>は、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。 (3) 応急仮設住宅の建設	2 県（建設部）及び<u>市</u>における措置 (1) <u>応急仮設住宅の設置に係る事前対策</u> <u>県は、事業者団体と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。</u> (2) 応援協力の要請 <u>市</u>は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。 県は、応急仮設住宅の設置に当たっては、協定締結団体に協力を要請する。 (3) 建設用地の確保 ア <u>市</u>は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として事前に予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定し、県へ報告する。 なお、企業等の民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。<u>また、二次災害には充分配慮する。</u> イ 応急仮設住宅を迅速に供与するため、<u>市</u>は、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。 <u>なお、用地の選定に当たっては、災害に対する安全性や洪水、土砂災害の危険性に配慮する。</u> (4) 応急仮設住宅の建設	対策の追加 対策の整理 表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		ア (略) イ (略) ウ 建設方法 (略) ただし、状況に応じて知事の事務の一部を行うこととされた <u>市町村長</u> が当該事務を行うことができる。 (4) (略) (5) 被災者の入居及び管理運営 <u>市町村</u> は、応急仮設住宅への入居対象者の選定とその管理運営を次のとおり行う。 ア (略) イ 応急仮設住宅の入居者の選定については、県が行う救助の補助として <u>当該市町村</u> に委託し、 <u>当該市町村</u> がこれを行う。 なお、入居者の選定にあたっては要配慮者に十分配慮する。 ウ 管理運営 (ア) 応急仮設住宅の管理運営については、県が行う救助の補助として <u>当該市町村</u> に委託し、 <u>当該市町村</u> がこれを行う。 (イ) (略) エ (略)	ア (略) イ (略) ウ 建設方法 (略) ただし、状況に応じて知事の事務の一部を行うこととされた <u>市長</u> が当該事務を行うことができる。 (5) (略) (6) 被災者の入居及び管理運営 <u>市</u> は、応急仮設住宅への入居対象者の選定とその管理運営を次のとおり行う。 ア (略) イ 応急仮設住宅の入居者の選定については、県が行う救助の補助として <u>市</u> に委託し、 <u>市</u> がこれを行う。 なお、入居者の選定にあたっては要配慮者に十分配慮する。 ウ 管理運営 (ア) 応急仮設住宅の管理運営については、県が行う救助の補助として <u>市</u> に委託し、 <u>市</u> がこれを行う。 (イ) (略) エ (略)	
157	26	3 災害救助法の適用等 (1) (略) (2) 災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は、 <u>市町村</u> が行う。	3 災害救助法の適用等 (1) (略) (2) 災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は、 <u>市</u> が行う。	表記の整理
159	1	5 被災住宅の応急修理 (7) 災害救助法の適用 ア (略) イ 災害救助法が適用されない場合の住宅の応急修理は、 <u>市町村</u> が行う。	5 被災住宅の応急修理 (7) 災害救助法の適用 ア (略) イ 災害救助法が適用されない場合の住宅の応急修理は、 <u>市</u> が行う。	表記の整理
160	13	第7節 防疫 1 防疫対策	第7節 防疫 1 防疫対策	対策の追加

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		(3) (略) (追加)	(3) (略) (4) <u>避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるよう努める。</u>	
161	5	2 遺体の検視（調査）及び検案 (略) ※ 調査：「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察等が死因及び身元を明らかにするために 行う調査（外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等）	2 遺体の検視（調査）及び検案 (略) ※ 調査：「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察等が死因及び身元を明らかにするために 行う調査（外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等）	表記の整理
161	16	第8節 遺体の処理 4 遺体の身元確認及び引き渡し 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査当たる。	第8節 遺体の処理 4 遺体の身元確認及び引き渡し 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。	誤記の修正
165	1	第9節 緊急輸送 2 燃料の確保 (略) 資料 「様式・資料集」 市有自動車（資料4－3） 災害時における物資調達に関する協定（資料5－ <u>40～47</u> ） 災害時における物資等の輸送及び保管場所の確保等に関する協定（資料5－ <u>48</u> ） 災害時における物資輸送及び輸送車両の供給に関する協定（資料5－ <u>49</u> ） 災害時における人員輸送に関する協定（資料5－ <u>18・19</u> ） <u>災害時における支援協力に関する協定（資料5－50～57）</u> 緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領（資料6－4）	第9節 緊急輸送 2 燃料の確保 (略) 資料 「様式・資料集」 市有自動車（資料4－3） 災害時における物資調達に関する協定（資料5－ <u>43～47、49、50</u> ） 災害時における物資等の輸送及び保管場所の確保等に関する協定（資料5－ <u>51</u> ） 災害時における物資輸送及び輸送車両の供給に関する協定（資料5－ <u>52</u> ） 災害時における人員輸送に関する協定（資料5－ <u>21・22</u> ） (削除) 緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領（資料6－4）	地域防災計画（様式・資料集）との整合 表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
166	1	第10節 帰宅困難者対策 2 徒歩帰宅者への情報提供 安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの徒歩帰宅支援ステーションの情報提供に努める。 (追加)	第10節 帰宅困難者対策 2 徒歩帰宅者への情報提供 安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの徒歩帰宅支援ステーションの情報提供に努める。 <u>また、ＪＲ春日井駅においては、市政情報等を発信するための公共掲示板を活用し、最寄りの避難所情報を提供するとともに、日本放送協会（ＮＨＫ）の緊急放送を放映し、利用者に有効な災害情報を提供する。</u>	対策の追加
166	11	5 事業者や学校等における措置 事業者や学校などの組織があるところは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。	5 事業者や学校等における措置 事業者や学校等は、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。	表記の整理
167	10	第5章 要配慮者対策 第1節 支援対策 1 避難行動要支援者の避難支援 (1) 避難のための情報伝達 要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対しては、広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障がい者等にあつてはその障がい区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。	第5章 要配慮者対策 第1節 支援対策 1 避難行動要支援者の避難支援 (1) 避難のための情報伝達 要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対しては、広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障がい者等にあつては、<u>災害情報や支援情報等が伝達されにくいことから、その障がい区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。</u>	対策の整理
168	5	2 支援体制の確立 (2) (略) (追加)	2 支援体制の確立 (2) (略) <u>(3) 市は、さらなる支援体制が必要と認める場合は、県に対して災害派遣福祉チーム（ＤＣＡＴ）の派遣要請を行う。</u>	対策の追加
168	12	4 社会福祉施設等 (2) 保育所の早期再開を図り、保育の必要な乳幼児の受入れ	4 社会福祉施設等 (2) 保育園の早期再開を図り、保育の必要な乳幼児の受入れ	表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		に努める。	に努める。	
170	6	第6章 都市施設の応急対策 第1節 公共施設 1 道路及び橋梁 (1) 安全対策 技術部は、関係機関と連携し、道路の亀裂、陥没又は損壊、倒壊物、落橋等による交通不能箇所を調査・把握し、二次災害防止等の安全対策を講ずる。	第6章 都市施設の応急対策 第1節 公共施設 1 道路及び橋梁 (1) 安全対策 <u>巡視等の実施により、被害情報及び交通状況を速やかに把握し、道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。</u> <u>また、</u> 技術部は、関係機関と連携し、道路の亀裂、陥没又は損壊、倒壊物、落橋等による交通不能箇所を調査・把握し、二次災害防止等の安全対策を講ずる。	対策の追加
170	10	(2) 応急復旧対策 ア～ウ (略) (追加)	(2) 応急復旧対策 ア～ウ (略) <u>エ 南海トラフ地震の発生時において、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。</u> <u>オ 応急工事の実施が困難な場合、県への要員の確保について応援を要求する。</u>	対策の追加
171	19	4 市庁舎等の公共施設 (2) 施設建物・設備の保全等 ア (略) イ (略) ウ 指定避難所以外の施設等へ市民が避難してきたときは、支援本部に追認避難所としての報告をするとともに、必要な資材の調達を要請する。	4 市庁舎等の公共施設 (2) 施設建物・設備の保全等 ア (略) イ (略) ウ 指定避難所及び福祉避難所以外の施設等へ市民が避難してきたときは、支援本部に追認避難所としての報告をするとともに、必要な資材の調達を要請する。	表記の整理
171	29	(3) 防災対策施設 (略) 資料 「様式・資料集」 災害時における応急対策業務に関する協定 (資料5－ <u>21</u>)	(3) 防災対策施設 (略) 資料 「様式・資料集」 災害時における応急対策業務に関する協定 (資料5－ <u>24、26</u>)	地域防災計画 (様式・資料集) との整合
172	22	第2節 ライフライン 1 上水道 資料 「様式・資料集」 災害時における応急対策業務に関する協定 (資料5－ <u>12－(2)</u>)	第2節 ライフライン 1 上水道 資料 「様式・資料集」 災害時における応急対策業務に関する協定 (資料5－ <u>25</u>)	地域防災計画 (様式・資料集) との整合

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
173	8	3 電力 (2) 応急復旧対策 ア (略) イ (略) ウ 供給先の住民等へ報道機関による報道又はホームページ等により復旧状況、被害地区における注意事項等について広報活動を行う。	3 電力 (2) 応急復旧対策 ア (略) イ (略) ウ 供給先の住民等へ報道機関による報道又はWebサイト等により復旧状況、被害地区における注意事項等について広報活動を行う。	表記の整理
175	25	6 電話 (2) 株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンクモバイル株式会社 (略)	6 電話 (2) 株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社 (略)	表記の整理
182	5	第7章 交通対策及び災害警備 第2節 交通規制 2 車両の運転者がとるべき措置 (1) 災害の発生時 車両を運転中に災害が発生したときは、 <u>できるだけ安全な方法により停止するなど次の措置を講じ、避難に当たっては、車両を使用しない。</u> ア (略) イ 停止後は、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。 ウ <u>駐車するときは、避難する人の通行や応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。</u> エ (略) オ (略) (追加)	第7章 交通対策及び災害警備 第2節 交通規制 2 車両の運転者がとるべき措置 (1) 災害の発生時 車両を運転中に大地震が発生したときは、 <u>一般車両の運転者は、次の措置をとることとし、原則として徒歩で避難すること。</u> ア (略) イ 停止後は、カーラジオ等により地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。 ウ <u>引き続き車を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意すること。</u> エ (略) オ (略) カ <u>駐車するときは、避難する人の通行や応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。</u>	表記の整理
183	5	(追加)	3 相互協力 (1) <u>車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、できるだけ道路管理者及び関係機関が相互に緊密な連携を保ち、適切な交通規制を行うようにする。</u> (2) <u>交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関が協力し、必要な対策を講</u>	名称の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
185	5	第 8 章 廃棄物対策 第 1 節 ごみの収集及び処理 1 処理体制の確保 市は、災害時の廃棄物に係る処理体制を確保する必要があるため、災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）<u>を参考に</u>、平常時に災害廃棄物処理計画を策定<u>する。</u> また、<u>衛生部は、災害の規模及び被害状況に基づき、ごみの発生量等を調査、推計して収集処理計画を策定し、関係団体等と連携した処理体制を早期に確立する。</u>	<u>ずるものとする。</u> 第 8 章 廃棄物対策 第 1 節 ごみの収集及び処理 1 処理体制の確保 市は、災害時の廃棄物に係る処理体制を確保する必要があるため、災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）<u>に基づき</u>、平常時に災害廃棄物処理計画を策定<u>し、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、具体的に示すものとする。</u> また、災害の規模及び被害状況を<u>調査し、発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、推計した上で、災害廃棄物処理実行計画</u>を策定し、関係団体等と連携した処理体制を早期に確立する。	表記の整理
185	12	(1) 施設等の確保 ア (略) イ (略) ウ 大量に生じるごみに対応するため、関係各部と協議し、必要に応じて仮置場<u>を指定する。</u>	(1) 施設等の確保 ア (略) イ (略) ウ 大量に生じるごみに対応するため、関係各部と協議し、必要に応じて<u>十分な大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保する。</u>	対策の追加
186	15	2 収集・処理方法 (2) 処理 ア～ウ (略) (追加)	2 収集・処理方法 (2) 処理 ア～ウ (略) <u>エ 環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。</u>	対策の追加
186	16	資料 「様式・資料集」 清掃施設・設備（資料 2－5）（追加） <u>一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定（資料 5－9 (1)）</u>	資料 「様式・資料集」 清掃施設・設備（資料 2－5）<u>災害時における廃棄物の処理等に関する協定（資料 5－65）</u> <u>災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定（資料 5－65）</u>	地域防災計画（様式・資料集）との整合

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
187	8	第2節 し尿の収集及び処理 2 仮設トイレ等の設置 (1) 被害状況等に応じて、仮設トイレ及び簡易トイレを <u>防災拠点、指定避難所等</u> に避難部と調整し設置する。また、マンホールトイレシステムの整備された指定避難所は、マンホールトイレを設置する。	第2節 し尿の収集及び処理 2 仮設トイレ等の設置 (1) 被害状況等に応じて、仮設トイレ及び簡易トイレを指定避難所、 <u>福祉避難所</u> に避難部と調整し設置する。また、マンホールトイレシステムの整備された指定避難所は、マンホールトイレを設置する。	表記の整理
187	13	3 収集・処理方法 (1) 避難所及び <u>防災拠点</u> から排出されるし尿及びその他の仮設トイレの収集を最優先する。	3 収集・処理方法 (1) <u>指定避難所及び福祉避難所</u> から排出されるし尿及びその他の仮設トイレの収集を最優先する。	表記の整理
188	20	第3節 がれき対策 1 流入した土石等の障害物の除去 (2) 除去の方法 (略) 資料 「様式・資料集」 災害時における応急対策業務に関する協定（資料5－ <u>21</u> ） 障害物除去状況記録簿（第25号様式）	第3節 がれき対策 1 流入した土石等の障害物の除去 (2) 除去の方法 (略) 資料 「様式・資料集」 災害時における応急対策業務に関する協定（資料5－ <u>24</u> ） 障害物除去状況記録簿（第25号様式）	地域防災計画（様式・資料集）との整合
191	27	第9章 教育対策 第1節 学校教育の早期再開 7 教科書・学用品等の給与 避難部は、被災により教科書・学用品等を、 <u>そう失</u> 又はき損し、就学上支障をきたした児童及び生徒に対して教科書・学用品等を給与する。 (略)	第9章 教育対策 第1節 学校教育の早期再開 7 教科書・学用品等の給与 避難部は、被災により教科書・学用品等を、 <u>喪失</u> 又はき損し、就学上支障をきたした児童及び生徒に対して教科書・学用品等を給与する。 (略)	表記の整理
192	3	第2節 社会教育及び文化財 【避難部】 (略)	第2節 社会教育及び文化財 【 <u>避難部、各施設</u> 】 (略)	対策の整理
195	1	第5編 災害復旧計画 第1章 市民生活安定のための緊急措置 (追加)	第5編 災害復旧・復興計画 第1章 市民生活安定のための緊急措置 第1節 <u>罹災証明書の交付等</u> 【本部事務局部、支援本部、消防公安部】 1 罹災証明書の交付 災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、 <u>税の減免、各種手数料・使用料の減免、各種貸付金、融資の支援、保険等の各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書</u>	構成の整理 対策の追加

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
			<u>の交付の体制を確立し、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。その交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、交付に必要な業務の実施体制の整備に努め、早期に被災者に交付するものとする。</u> 本部事務局及び支援本部は、被災者からの罹災証明交付申請書に対し、全棟被害調査、建物の被害認定結果及び災害対策本部に集約された個別被害調査結果により作成された被災者台帳を確認の上、罹災証明書を発行する。 消防公安部は、被災者からのり災証明交付申請書に対し、当該火災又は焼損事故の調査により確認した事実に基づき、り災証明書を発行する。 資料 「様式・資料集」春日井市罹災証明書等交付要綱（資料7－10） 2 被災者台帳の作成 <u>必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成及び管理し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。</u>	
195	24	第1節 義援金、災害弔慰金等（略） 2 災害弔慰金等の支給 (4) 被災者生活再建支援金 被災者生活再支援法に基づき、同法の適用となる自然災害により全壊又はこれに準ずる程度の被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。 <u>実施主体は県だが</u>、支援金の支給に関しては、県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人（公益財団法人道府県会館）が県により拠出された基金を活用して行う。<u>なお</u>、支給する支援金の2分の1は国の補助と	第2節 義援金、災害弔慰金等（略） 2 災害弔慰金等の支給 (4) 被災者生活再建支援金 <u>県は</u>、被災者生活再支援法に基づき、同法の適用となる自然災害により全壊又はこれに準ずる程度の被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。 <u>なお</u>、支援金の支給に関しては、県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人（公益財団法人道府県会館）が県により拠出された基金を活用して行い、支給する支援金の2分の1は国の補助となっている。	構成の整理 対策の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		なっている。 (追加)	市は、被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、 <u>確認し、県へ送付する。</u>	
196	18	<u>4 罹災証明書の交付等</u> <u>災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。</u> <u>また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。</u>	(削除) ※本章 第1節 1、2に記載	構成の整理
196	25	<u>5 住宅等対策</u> <u>住宅を失い、又は損壊等により居住することができなくなった世帯のうち、住宅の建設又は修理が困難なものに対する住宅の建設等を次により行うとともに、住宅相談を実施する。</u> (1) (略) (2) (略) (3) <u>被災住宅等の復旧相談</u> <u>被災した住宅・建築物の所有者に対して、補修・復旧方法等についての技術的な助言をし、効率的かつ効果的な再建を支援する。</u>	<u>4 住宅等対策</u> <u>住宅を失い、又は損壊等により居住することができなくなった世帯については、自力での住宅再建（取得）を基本とし、再建（取得）への支援をするとともに、住宅の建設又は修理が困難なものに対する住宅の建設等は次により行う。</u> (1) (略) (2) (略) (3) <u>相談窓口の設置</u> <u>相談窓口を設置し、被災した住宅の補修・復旧方法（技術面）、住宅再建に係る支援制度、住宅再建用地の確保、被災した住宅の解体撤去方法、災害公営住宅への入居等についての相談に対応する。</u>	表記の整理
197	9	<u>6 暴力団等の排除</u> (略)	<u>5 暴力団等の排除</u> (略)	
197	25	第2節 市税の徴収猶予、減免等 (略) <u>3 被災証明書及び罹災証明書の発行</u> <u>被災者の早期生活再建を支援するため、市は税の減免、各種手数料・使用料の減免、各種貸付金、融資の支援、保険などの支払いを受けるために必要な被災証明書及び罹災証明書について、その交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協</u>	第3節 市税の徴収猶予、減免等 (略) (削除) ※本章 第1節 1に記載	構成の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		<u>定の締結等を計画的に進めるなど、交付に必要な業務の実施体制の整備に努め、早期に被災者に交付するものとする。</u> <u>市民窓口部及び支援本部は、被災者からの被災証明交付申請書に対し、全棟被害調査、建物の被害認定結果及び災害対策本部に集約された個別被害調査結果により作成された被災者台帳を確認の上、被災証明書を発行する。</u> <u>消防公安部は、罹災者からの罹災証明交付申請書に対し、当該火災又は焼損事故の調査により確認した事実に基づき、罹災証明書を発行する。</u> <u>資料 「様式・資料集」春日井市被災証明書等交付要綱（資料 7－10）</u>		
198	15	第3節 復旧に係る資金融資 (略) 2 中小企業融資 災害により被害を受けた中小企業者に対しては、一般金融機関、株式会社日本政策金融公庫の融資並びに中小企業近代化資金等の貸付、信用保証協会の保障による融資が行われる。市は、これらの特別措置について、県、春日井商工会議所等と連携を図り、中小企業者に<u>周知するよう努める。</u>	第4節 復旧に係る資金融資 (略) 2 中小企業融資 災害により被害を受けた中小企業者に対しては、一般金融機関、株式会社日本政策金融公庫の融資並びに中小企業近代化資金等の貸付、信用保証協会の保障による融資が行われる。市は、これらの特別措置について、県、春日井商工会議所等と連携を図り、中小企業者に<u>広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。</u>	対策の整理
202	3	第2章 公共施設の災害復旧計画 2 災害復旧に伴う財政援助 (2) 激甚災害に係る財政援助措置 ア～ウ (略) エ その他の財政援助及び助成 (ア)～(オ) (略) (カ) <u>り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例</u> (キ) (略) (ク) (略)	第2章 公共施設の災害復旧計画 2 災害復旧に伴う財政援助 (2) 激甚災害に係る財政援助措置 ア～ウ (略) エ その他の財政援助及び助成 (ア)～(オ) (略) (カ) <u>罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例</u> (キ) (略) (ク) (略)	表記の整理
203	11	第3章 震災復興都市計画決定手続き 2 第一次建築制限 (2) 被災状況を踏まえ、建築基準法第84条の区域の案を作成	第3章 震災復興都市計画決定手続き 2 第一次建築制限 (2) 被災状況を踏まえ、建築基準法第84条の区域の案を作	対策の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																																																						
		し、発災後 <u>10</u> 日以内に、 <u>県（建築指導課）に申出を行う。</u> <u>第一次建築制限の実施にあたり、県と連絡・調整等を図った上で、区域の指定を行う。</u>	成し、発災後 <u>14</u> 日以内に、区域の指定を行う。																																																							
209		計画資料 資料 2 マグニチュード（M）と地震の程度 <table><tr><th>マグニチュード（M）</th><th>地震の程度</th><th>過去の大地震</th></tr><tr><td>9 以上</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>8.5～9</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>8～8.5</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>7～8</td><td>（略）</td><td>（追加） 鳥取県西部地震（M7.3） （平 12.10.6） （略）</td></tr><tr><td>6～7</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>4～6</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>3～4</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>2 以下</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	マグニチュード（M）	地震の程度	過去の大地震	9 以上	（略）	（略）	8.5～9	（略）	（略）	8～8.5	（略）	（略）	7～8	（略）	（追加） 鳥取県西部地震（M7.3） （平 12.10.6） （略）	6～7	（略）	（略）	4～6	（略）	（略）	3～4	（略）	（略）	2 以下	（略）	（略）	計画資料 資料 2 マグニチュード（M）と地震の程度 <table><tr><th>マグニチュード（M）</th><th>地震の程度</th><th>過去の大地震</th></tr><tr><td>9 以上</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>8.5～9</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>8～8.5</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>7～8</td><td>（略）</td><td><u>熊本地震（M6.5、M7.3）</u> <u>（平 28.4.14、平 28.4.16）</u> 鳥取県西部地震（M7.3） （平 12.10.6） （略）</td></tr><tr><td>6～7</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>4～6</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>3～4</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>2 以下</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	マグニチュード（M）	地震の程度	過去の大地震	9 以上	（略）	（略）	8.5～9	（略）	（略）	8～8.5	（略）	（略）	7～8	（略）	<u>熊本地震（M6.5、M7.3）</u> <u>（平 28.4.14、平 28.4.16）</u> 鳥取県西部地震（M7.3） （平 12.10.6） （略）	6～7	（略）	（略）	4～6	（略）	（略）	3～4	（略）	（略）	2 以下	（略）	（略）	熊本地震の追加
マグニチュード（M）	地震の程度	過去の大地震																																																								
9 以上	（略）	（略）																																																								
8.5～9	（略）	（略）																																																								
8～8.5	（略）	（略）																																																								
7～8	（略）	（追加） 鳥取県西部地震（M7.3） （平 12.10.6） （略）																																																								
6～7	（略）	（略）																																																								
4～6	（略）	（略）																																																								
3～4	（略）	（略）																																																								
2 以下	（略）	（略）																																																								
マグニチュード（M）	地震の程度	過去の大地震																																																								
9 以上	（略）	（略）																																																								
8.5～9	（略）	（略）																																																								
8～8.5	（略）	（略）																																																								
7～8	（略）	<u>熊本地震（M6.5、M7.3）</u> <u>（平 28.4.14、平 28.4.16）</u> 鳥取県西部地震（M7.3） （平 12.10.6） （略）																																																								
6～7	（略）	（略）																																																								
4～6	（略）	（略）																																																								
3～4	（略）	（略）																																																								
2 以下	（略）	（略）																																																								
213		計画資料 資料 3 著名な大地震 <table><tr><th>年月日</th><th>地震名</th><th>規模（M）</th><th>地域</th><th>被害状況等</th></tr><tr><td>19. 7. 16</td><td>平成 19 年新潟県中越沖地震</td><td>6.8</td><td>新潟県上中越沖</td><td>死者 11、負傷者 2,343、住家全壊 1,244 半壊 5,241 最大震度 6 強 逆断層型地殻内地震</td></tr><tr><td>20.6.14</td><td>平成 20 年岩手・宮城内陸地震</td><td>7.2</td><td>岩手県内陸南部</td><td>死者 13、不明 10、負傷者 450、住家全壊 28、半壊 112 最大震度 6 強 逆断層型地殻内地震</td></tr><tr><td>20.7. 24</td><td>平成 20 年岩手沿岸北部地震</td><td>6.8</td><td>岩手県沿岸北部</td><td>死者 1、負傷者 209、住家全壊 1、半壊 0、最大震度 6 強 太平洋プレート内部正</td></tr></table>	年月日	地震名	規模（M）	地域	被害状況等	19. 7. 16	平成 19 年新潟県中越沖地震	6.8	新潟県上中越沖	死者 11、負傷者 2,343、住家全壊 1,244 半壊 5,241 最大震度 6 強 逆断層型地殻内地震	20.6.14	平成 20 年岩手・宮城内陸地震	7.2	岩手県内陸南部	死者 13、不明 10、負傷者 450、住家全壊 28、半壊 112 最大震度 6 強 逆断層型地殻内地震	20.7. 24	平成 20 年岩手沿岸北部地震	6.8	岩手県沿岸北部	死者 1、負傷者 209、住家全壊 1、半壊 0、最大震度 6 強 太平洋プレート内部正	計画資料 資料 3 著名な大地震 <table><tr><th>年月日</th><th>地震名</th><th>規模（M）</th><th>地域</th><th>被害状況等</th></tr><tr><td>19. 7. 16</td><td>平成 19 年新潟県中越沖地震</td><td>6.8</td><td>新潟県上中越沖</td><td>死者 11、負傷者 2,343、住家全壊 1,244 半壊 5,241 最大震度 6 強 逆断層型地殻内地震</td></tr><tr><td>20.6.14</td><td>平成 20 年岩手・宮城内陸地震</td><td>7.2</td><td>岩手県内陸南部</td><td>死者 13、不明 10、負傷者 450、住家全壊 28、半壊 112 最大震度 6 強 逆断層型地殻内地震</td></tr><tr><td>20.7. 24</td><td>平成 20 年岩手沿岸北部地震</td><td>6.8</td><td>岩手県沿岸北部</td><td>死者 1、負傷者 209、住家全壊 1、半壊 0、最大震度 6 強 太平洋プレート内部正</td></tr></table>	年月日	地震名	規模（M）	地域	被害状況等	19. 7. 16	平成 19 年新潟県中越沖地震	6.8	新潟県上中越沖	死者 11、負傷者 2,343、住家全壊 1,244 半壊 5,241 最大震度 6 強 逆断層型地殻内地震	20.6.14	平成 20 年岩手・宮城内陸地震	7.2	岩手県内陸南部	死者 13、不明 10、負傷者 450、住家全壊 28、半壊 112 最大震度 6 強 逆断層型地殻内地震	20.7. 24	平成 20 年岩手沿岸北部地震	6.8	岩手県沿岸北部	死者 1、負傷者 209、住家全壊 1、半壊 0、最大震度 6 強 太平洋プレート内部正	情報の整理 熊本地震の追加														
年月日	地震名	規模（M）	地域	被害状況等																																																						
19. 7. 16	平成 19 年新潟県中越沖地震	6.8	新潟県上中越沖	死者 11、負傷者 2,343、住家全壊 1,244 半壊 5,241 最大震度 6 強 逆断層型地殻内地震																																																						
20.6.14	平成 20 年岩手・宮城内陸地震	7.2	岩手県内陸南部	死者 13、不明 10、負傷者 450、住家全壊 28、半壊 112 最大震度 6 強 逆断層型地殻内地震																																																						
20.7. 24	平成 20 年岩手沿岸北部地震	6.8	岩手県沿岸北部	死者 1、負傷者 209、住家全壊 1、半壊 0、最大震度 6 強 太平洋プレート内部正																																																						
年月日	地震名	規模（M）	地域	被害状況等																																																						
19. 7. 16	平成 19 年新潟県中越沖地震	6.8	新潟県上中越沖	死者 11、負傷者 2,343、住家全壊 1,244 半壊 5,241 最大震度 6 強 逆断層型地殻内地震																																																						
20.6.14	平成 20 年岩手・宮城内陸地震	7.2	岩手県内陸南部	死者 13、不明 10、負傷者 450、住家全壊 28、半壊 112 最大震度 6 強 逆断層型地殻内地震																																																						
20.7. 24	平成 20 年岩手沿岸北部地震	6.8	岩手県沿岸北部	死者 1、負傷者 209、住家全壊 1、半壊 0、最大震度 6 強 太平洋プレート内部正																																																						

頁	行	修 正 前					修 正 後					備 考
		23. 3. 11 (追加)	平成 23 年東北地方太平洋沖地震	9. 0	三陸沖	断層型スラブ内地震 死者 16,140、行方不明者 3,123、負傷者 6,112、住家全壊 128,582、半壊 244,031 最大震度 7 (※平成 24 年 2 月 14 日公表、第 144 報による)	23. 3. 11 28. 4. 14 28. 4. 16	平成 23 年東北地方太平洋沖地震 平成 28 年熊本地震	9. 0 6. 5 7. 3	三陸沖 熊本県熊本地方	断層型スラブ内地震 死者 19,418、行方不明者 2,592、負傷者 6,220、住家全壊 121,809、半壊 278,496 最大震度 7 (※平成 28 年 3 月 8 日公表、消防庁第 153 報による) 死者 110、負傷者 2303、住家全壊 8,184、半壊 29,447 最大震度 7 (※平成 28 年 9 月 7 日公表、消防庁第 76 報による)	
215	1	資料 5 災害対策本部組織体制・事務分掌					資料 5 災害対策本部組織体制・事務分掌					対策の整理 体制の整理 構成の整理
		部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌			部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌			
		本部事務局 部長 ◎総務部長 総括担当者 (追加) ◎市民安全課長 (追加) ◎総務課長 ○交通対策課長	「本部班」 (略)	1 (略) 2 部長会議に関すること。 3～10 (略) (追加)		本部事務局 部長 ◎総務部長 総括担当者 「本部班」 ◎市民安全課長 「総務班」 ◎総務課長 ○交通対策課長	「本部班」 (略)	1 (略) 2 部長会議開催に関すること。 3～10 (略) 11 災害復興計画の企画立案に関すること。(総務班と協働する。)	「総務班」 (略)	1 (略) 2 (略) 3 緊急通行車両の確認申請に関すること。 4 庁内放送による被害情報等の伝達に関すること。 5 車両の管理、配分に関す		

頁	行	修 正 前			修 正 後			備 考
				ること。 (追加) 6 庁舎施設の被害調査、災害復旧 7 災害応急対策に係る財政措置に関する<u>こと。</u> 8 被災証明書に関する<u>こと。</u> 9 災害資料の収集整理及び印刷に関する<u>こと。</u> 10 災害復興計画の企画立案に関する<u>こと。</u> 11 災害救助費関係資料の作成及び報告に関する<u>こと。</u>			ること。 6 庁舎への避難者の対応に関する<u>こと。</u> 7 庁舎施設の被害調査、災害復旧に関する<u>こと。</u> (削除)※市民窓口部に記載 8 罹災証明書の発行に係る被害調査、手続きに関する<u>こと。</u> (削除) 9 災害復興計画の企画立案に関する<u>こと。</u> (削除)※市民窓口部に記載	
		本部付部長 企画政策部長 総括担当者 秘書課長	秘書課	(略)	本部付部長 ○企画政策部長 総括担当者 秘書課長	秘書課	(略)	
		動 員 部 (略)	(略)	1 (略) 2 職員の給食及び衛生管理に関する<u>こと。</u> 3 応急復旧の進捗状況に合わせた組織、動員体制の検討、応援配備に関する<u>こと。</u> 4 職員の被災状況に関する	動 員 部 (略)	(略)	1 (略) 2 応急復旧の進捗状況に合わせた組織、動員体制の検討、応援配備に関する<u>こと。</u> 3 職員の被災状況に関する<u>こと。</u> 4 職員の給食及び衛生管	

頁	行	修 正 前			修 正 後			備 考
				<u>ること。</u> 5 (略)			<u>理に関すること。</u> 5 (略)	
		情報管理部 部長 (略) 総括担当者 (追加) ◎広報広聴課長 ○企画政策課長 ニュータウン創生課長 議事課長 監査課長 (追加) ◎情報システム課長	「広報伝達班」 広報広聴課 企画政策課 ニュータウン創生課 議事課 監査課	1 <u>報道機関との連絡調整及び災害広報に関すること。</u> 2 <u>災害に関する写真、ビデオ等による記録に関すること。</u> 3 <u>避難の勧告・指示の広報に関すること。</u> 4 (略)	情報管理部 部長 (略) 総括担当者 「広報伝達班」 ◎広報広聴課長 ○企画政策課長 (削除) 議事課長 監査課長 「収集整理班」 ◎情報システム課長	「広報伝達班」 広報広聴課 企画政策課 (削除) 議事課 監査課	1 <u>避難の勧告・指示の広報に関すること。</u> 2 <u>報道機関への対応、連絡調整及び災害広報に関すること。</u> 3 <u>災害に関する写真、ビデオ等による記録に関すること。</u> 4 (略)	
		市民窓口部 (略)	(略)	1 (略) 2 (略) 3 <u>被災外国人に対する情報提供及び相談に関すること。</u> 4 <u>海外からの応援協力等に対する連絡調整に関すること。</u> (追加) (追加) 5 (略)	市民窓口部 (略)	(略)	1 (略) 2 (略) (削除) ※ボランティア部に記載 (削除) ※ボランティア部に記載 3 <u>災害応急対策に係る財政措置に関すること。</u> 4 <u>災害救助費関係資料の作成及び報告に関すること。</u> 5 (略)	

頁	行	修 正 前			修 正 後			備 考
		技術部 部 長 ◎建設部長 ○上下水道部長 ○まちづくり推進部長 (追加) 総括担当者 (追加) ◎道路課長 ○公園緑地課長 河川排水課長 住宅施設課長 都市政策課長 都市整備課長 (追加) 建築指導課長 下水建設課長 (追加) ◎企画経営課長 ○水道工務課長 業務課長	「公共土木班」 道路課 公園緑地課 河川排水課 住宅施設課 都市政策課 都市整備課 (追加) 建築指導課 下水建設課	1～8 (略) 9 ポンプの維持、操作、樋門等の開閉<u>捜査及び指揮</u>、スクリーンの巡視に関すること。 10～20 (略)	技術部 部 長 ◎建設部長 ○上下水道部長 ○まちづくり推進部長 <u>○まちづくり推進部次長</u> 総括担当者 <u>「公共土木班」</u> ◎道路課長 ○公園緑地課長 河川排水課長 住宅施設課長 都市政策課長 都市整備課長 <u>ニュータウン創生課長</u> 建築指導課長 下水建設課長 <u>「給水班」</u> ◎<u>上下水道経営課長</u> ○水道工務課長 <u>上下水道業務課長</u>	「公共土木班」 道路課 公園緑地課 河川排水課 住宅施設課 都市政策課 都市整備課 <u>ニュータウン創生課</u> 建築指導課 下水建設課	1～8 (略) 9 ポンプの維持、操作、樋門等の開閉<u>操作</u>、スクリーンの巡視に関すること。 10～20 (略)	
		消防公安部 部 長 ◎消防長 ○副消防長	消防総務課 (追加) 予防課 通信指令室	1 消火<u>及び救出救助</u>に関すること。 <u>2 救急に関すること。</u> <u>3～13</u> (略)	消防公安部 部 長 ◎消防長 ○副消防長	消防総務課 <u>消防救急課</u> 予防課 通信指令室	1 消火、<u>救出、救助、救急</u>に関すること。 <u>(削除)</u> <u>2～12</u> (略)	

頁	行	修 正 前			修 正 後			備 考
		○消防署長 総括担当者 ◎消防総務課長 （追加） ○予防課長 通信指令室長 副署長 東出張所長 西出張所長 南出張所長 北出張所長 高蔵寺出張所長	消防署 東出張所 西出張所 南出張所 北出張所 高蔵寺出張所		○消防署長 総括担当者 ◎消防総務課長 ○ <u>消防救急課長</u> 予防課長 通信指令室長 副署長 東出張所長 西出張所長 南出張所長 北出張所長 高蔵寺出張所長	消防署 東出張所 西出張所 南出張所 北出張所 高蔵寺出張所		
		避 難 部 部 長 ◎教育部長 ○文化スポーツ部長 長 総括担当者 ◎教育総務課長 ○学校教育課長 学校給食課長 文化課長 生涯学習課長	教育総務課 学校教育課 学校給食課 文化課 生涯学習課	1 避難所の開設及び管理 にすること。 2 （略） 3 （略） （追加） （追加） <u>4 ～ 8</u> （略）	避 難 部 部 長 ◎教育部長 ○文化スポーツ部長 長 総括担当者 ◎教育総務課長 ○学校教育課長 学校給食課長 文化・生涯学習課長	教育総務課 学校教育課 学校給食課 文化・生涯学習課	1 避難所の開設及び管理 に係る指定避難所配備職 員の派遣にすること。 2 （略） 3 （略） 4 被害状況に応じた避難 所内の避難場所の決定に 関すること。 5 開設避難所における避 難者数、必要物資等の把握 にすること <u>6 ～ 10</u> （略）	
		救護福祉部 部 長 ◎健康福祉部長 ○青少年子ども	「救護班」 （略）	1 ～ 6 （略） （追加） （追加）	救護福祉部 部 長 ◎健康福祉部長 ○青少年子ども	「救護班」 （略）	1 ～ 6 （略） 7 開設避難所の保健師、看 護師等の派遣にすること。 （避難部と協働する。） 8 保育園等の園児の安全	

頁	行	修 正 前			修 正 後			備 考
		部長 (追加) 総括担当者 (追加) ◎健康増進課長 ○子ども政策課長 保険医療年金課長 保育課長 (追加) ◎高齢福祉課長 ○介護保険課長 障がい福祉課長 生活支援課長	 「要配慮者班」 高齢福祉課 介護保険課 障がい福祉課 生活支援課	 7 (略) (略) 1 (略) 2 (略) (追加) (追加) 1～3 (略) 4 災害初期にあたっては <u>動員部の要請に基づき、他の業務につくこと。</u>	部長 <u>○市民生活部長</u> 総括担当者 「救護班」 ◎健康増進課長 ○子ども政策課長 保険医療年金課長 保育課長 「要配慮者班」 ◎地域福祉課長 ○介護・高齢福祉課長 障がい福祉課長 生活支援課長	 「要配慮者班」 地域福祉課 介護・高齢福祉課 障がい福祉課 生活支援課	対策に関すること。 9 保育施設等の被害調査及び応急復旧に関すること。 10 (略) (略) 1 (略) 2 (略) 3 被災外国人に対する情報提供及び相談に関すること。 4 海外からの応援協力等に対する連絡調整に関すること。 1～3 (略) 4 電話による被害通報の受付に関すること。(市民窓口部の応援)	